

家庭的保育事業等 (地域型保育事業)

指導監査基準

令和8年度

川崎市 こども未来局

指導監査基準中の「評価区分」

法令等の適合区分	評価区分	指導形態
法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取り組みがなされていない場合	A	法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取り組みがなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
法令等に対する違反であって軽微なものである場合	B	法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人等の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。
法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため改善が必要な場合	C	「B」に至らない記載ミス等の軽微な誤り、及び水準向上のための助言指導。

※判断基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても必要に応じて指摘となる場合あり。

運宮編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
1	(平成26年9月5日条例第35号)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例	条例	認可基準条例
2	(平成26年9月5日条例第36号)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例	運営基準条例
3	(平成27年4月1日27川市保第398号)川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱	要綱	取扱要綱
4	(大正11年4月22日法律第70号)健康保険法	法律	健康保険法
5	(昭和29年5月19日法律第115号)厚生年金保険法	法律	厚生年金保険法
6	(昭和49年12月28日号外法律第116号)雇用保険法	法律	雇用保険法
7	(昭和34年4月15日号外法律第137号)最低賃金法	法律	最低賃金法
8	(昭和26年3月29日法律第45号)社会福祉法	法律	社会福祉法
9	(昭和32年6月15日法律第177号)水道法	法律	水道法
10	(昭和32年12月14日厚生省令第45号)水道法施行規則	省令	水道法施行規則
11	(昭和47年6月8日法律第57号)労働安全衛生法	法律	安衛法
12	(昭和47年8月19日政令第318号)労働安全衛生法施行令	政令	安衛法施行令
13	(昭和47年9月30日労働省令第32号)労働安全衛生規則	省令	安衛則
14	(昭和22年4月7日法律第49号)労働基準法	法律	労基法

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
15	(昭和22年8月30日号外厚生省令第23号)労働基準法施行規則	省令	労基法施行規則
16	(昭和22年4月7日法律第50号)労働者災害補償保険法	法律	労働者災害保険法
17	(昭和22年12月12日法律第164号)児童福祉法	法律	児福法
18	(昭和23年3月31日号外政令第74号)児童福祉法施行規則	省令	児福法施行規則
19	(平成12年4月25日児発第471号)児童福祉行政指導監査の実施について	国通知	児福指導監査要綱
20	(平成14年8月2日法律第103号)健康増進法	法律	健康増進法
21	(平成11年6月30日消防局訓令第18号)川崎市防火管理等に関する規程	規程	川崎市防火管理に関する規程
22	(平成28年6月20日28川こ保第353号)川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例通知について	市通知	28川こ保第353号通知
23	(令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号通知)「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	国通知	留意事項通知
24	(昭和41年7月21日法律第132号)労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	法律	労働施策総合推進法
25	(平成12年5月8日法律第57号)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律	土砂災害防止法
26	(昭和24年6月4日号外法律第193号)水防法	法律	水防法

＜運営編＞

1 児童の利用状況	1
(1)定員の遵守	1
2 児童の受入状況	1
(1)受入年齢	1
3 開所日・開所時間等	1
(1)開所日	※ 1
(2)開所時間	※ 2
(3)保育時間	2
4 規程及び帳簿の整備	2
(1)重要事項に関する規程	2
(2)重要事項説明	2
(3)重要事項の掲示等	3
(4)就業規則等の整備	3
(5)帳簿の整備	4
5 職員の状況	4
(1)職員配置	※ 4
(2)職員の資格保有	※ 12
(3)労働条件の明示	18
(4)職員給与等の状況	18
(5)社会保険の加入	18
(6)職員の確保と定着化	19
(7)安全衛生管理体制	19
(8)雇用管理上の措置等	19
(9)職員の健康診断	20
(10)職員研修	20
6 施設・設備の安全管理	20
(1)施設・設備の状況	※ 21
(2)施設・設備の安全、衛生	25
(3)飲料水等の衛生管理	25
(4)施設の害虫駆除等	25
(5)施設内の受動喫煙の防止	25
7 非常災害対策	26
(1)防火管理者	26
(2)消防計画等	26

(3)避難・消火訓練等	26
(4)消防用設備	27
(5)避難確保計画	27
(6)防災備蓄	27
8 安全計画	28
9 自動車を運行する場合の所在の確認	28
10 事故防止	28
11 不審者対策	29
12 虐待の禁止と防止	29
13 苦情対応等	30
14 秘密保持等	30
15 利用者等への情報提供	30
16 業務の質の評価等	31
17 保育所等との連携	31
(1)連携施設の確保	31
(2)連携施設との協力	33

※ … この印が記載されている項目については項目(主眼事項)のなかで基本的考え方が家庭的保育事業、小規模保育事業(小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型)、事業所内保育事業(保育所型事業所内保育事業、小規模型事業所内保育事業)の事業別に記載されています。

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>1 児童の利用状況 (1)定員の遵守</p>	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>2 家庭的保育事業等における保育の提供にあつては、利用定員及びその歳児別内訳に従つて行うことを基本とするが、認可基準条例に定める設備及び職員配置の基準等を逸脱しない範囲において、運営基準条例第48条但し書きに定めるところにより、利用定員を超えて保育の提供を行うことができるものとする。ただし、連続する過去2年の期間常に利用者数が利用定員を超え、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合は、認可定員及び利用定員の見直しを協議するものとする。</p> <p>3 保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業の地域枠に対する利用調整の結果、地域枠の定員に空きがある場合については、従業員枠の定員超過分について、地域枠を活用した弾力的な受入を認めるものとする。</p>	<p>1 定員が確認定員どおりとなっているか。</p> <p>1 定員の弾力化基準は遵守されているか。</p> <p>1 保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業において、従業員枠の定員を超えて弾力的な受け入れを行う場合、利用調整の結果、地域枠の定員に空きがあるか。</p>	<p>(1)総定員が確認定員どおりとなっていない。</p> <p>(2)満1歳未満と満1歳以上ごとの定員が確認定員どおりとなっていない。</p> <p>(1)連続する過去2年の期間、常に利用者数が利用定員を超え、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上となっている。</p> <p>(1)保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業において、利用調整の結果、地域枠の定員に空きがないが、従業員枠の定員を超えて弾力的な受け入れを行っている。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)運営基準条例第37条第2項</p> <p>(1)運営基準条例第48条 (2)取扱要綱第3条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第23条、27条</p>
<p>2 児童の受入状況 (1)受入年齢</p>	<p>1 家庭的保育事業等の受入年齢は、原則として、生後5か月からの受入れとする。ただし、設置者の申請により、本市との協議の上、生後43日目から5か月未満又は生後6か月以降からの受入れをすることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定において、受入年齢の変更は、設置者と本市との事前の協議を要するものとし、当該事前の協議は、原則として、変更を希望する年度の前年度の8月までに行い、当該家庭的保育事業等の職員体制等を考慮して決定するものとする。</p>	<p>1 本市にあらかじめ申請又は協議・届出をした受入年齢どおりの受入れを行っているか。</p>	<p>(1)本市への事前申請または協議・届出がなく受入年齢を変更している。</p>	<p>A</p>	<p>(1)取扱要綱第4条第1項</p>
<p>3 開所日・保育時間等 (1)開所日 家庭的保育事業 小規模保育事業C型 小規模保育事業A型 小規模保育事業B型</p>	<p>1 家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を行う事業所の開所日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日を原則とする。</p> <p>2 小規模保育事業A型・B型における開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日を原則とする。</p> <p>3 小規模保育事業A型・B型の土曜の保育については、利用希望がある場合は、土曜の保育を実施するものとする。</p> <p>4 土曜の保育の実施にあつては、あらかじめ利用者と十分な連絡調整を行い、その円滑な実施が図られるように努めるものとする。</p>	<p>1 開所日が原則どおりとなっているか。</p> <p>1 開所日が原則どおりとなっているか。</p> <p>1 土曜保育の利用希望がある場合に、土曜保育が実施されているか。</p> <p>1 土曜保育が円滑に利用できる仕組みとなっているか。</p>	<p>(1)開所日が原則どおりとなっていない。</p> <p>(1)開所日が原則どおりとなっていない。</p> <p>(1)土曜保育の利用希望があるにも関わらず土曜保育が実施されていない。</p> <p>(2)土曜保育が円滑に利用できない仕組みとなっている。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)取扱要綱第18条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第33条、第36条</p> <p>(1)取扱要綱第20条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第20条第3項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
保育所型事業所内保育事業 小規模型事業所内保育事業 (2)開所時間 家庭的保育事業 小規模保育事業C型 小規模保育事業A型 小規模保育事業B型 保育所型事業所内保育事業 小規模型事業所内保育事業 (3)保育時間 4 規程及び帳簿の整備 (1)重要事項に関する規程 (2)重要事項説明	5 保育所型事業所内保育事業、小規模型事業所内保育事業における開所日は、市と協議の上、定めるものとする。 1 開所時間は、8時30分から17時までとし、中心となる保育時間(以下「コアタイム」という。)は、8時30分から16時30分までとする。 2 開所時間は、7時から18時まで又は7時30分から18時30分までのいずれかとする。 1 家庭的保育事業等における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業等を行う者が定めるものとする。 2 家庭的保育事業及び小規模保育事業C型について、コアタイムは、8時30分から16時30分までとする。小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所について、コアタイムは、8時30分から16時30分まで又は9時から17時までのいずれかとする。 3 ならし保育の保育時間は、利用乳幼児が家庭的保育事業等に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとし、保護者の就労環境等も考慮の上、実施期間が長くないよう配慮するものとする。 1 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)提供する保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5)保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7)家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待等の防止のための措置に関する事項 (11)その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の名称及び連携協力の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。	1 開所日が市と協議の上、決定されているか。 1 開所時間が原則どおりとなっているか。 1 開所時間が原則どおりとなっているか。 1 保育時間を保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めているか。(保育標準時間と保育短時間の何れの認定区分についても) 1 コアタイムを適切に定めているか。 1 ならし保育が必要以上に長くなっていないか。 2 ならし保育の時間設定が適切か。 1 運営規程を定めているか。 2 運営規程の内容は適切か。 1 運営規程の概要その他利用申込者の保育の選択に資する重要事項を保護者に文書で説明し、同意を得ているか。	(1)開所日が市と協議の上、決定されていない。 (1)開所時間が原則どおりとなっていない。 (1)開所時間が原則どおりとなっていない。 (1)保育時間を保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めていない。 (1)コアタイムを適切に定めていない。 (1)ならし保育の実施期間が必要以上に長くなっている事例がある。 (1)ならし保育の時間設定に明らかに合理性に欠ける点がある(転園児の取扱い等)。 (1)運営規程を定めていない。 (1)運営規程の内容に不備がある。 (1)運営規程の概要その他利用申込者の保育の選択に資する重要事項説明書を整備していない。 (2)当該重要事項を保護者に交付・説明し、同意を得ていない。	A A A B B A B A A	(1)取扱要綱第22条、第27条 (1)取扱要綱第18条第2項 (1)認可基準条例第33条第2項、第36条 (2)取扱要綱第20条第1項、第24条、第27条 (1)認可基準条例第27条、第34条、第36条、第40条、第50条、第52条 (1)取扱要綱第18条第2項、第21条第1項、第24条、第27条 (1)取扱要綱第10条 (1)取扱要綱第10条 (1)認可基準条例第19条 (2)運営基準条例第46条 (1)運営基準条例第38条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>小規模保育事業A型</p>	<p>3 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p><年齢別配置基準保育士等> 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4)満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>※保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。</p> <p>算定式は次のとおりとする。 (1歳児及び2歳児の数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (0歳児数×1/3(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (3歳児数×1/15(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (4歳児及び5歳児の数×1/25(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + 1(小数点以下四捨五入)</p> <p>算定された年齢別配置基準保育士数が1人の場合には、最低2人以上の保育士を配置しなければならない。</p> <p>年齢別配置基準保育士数については、原則として常勤の職員をもって充てるものとする。ただし、これによりがたい場合は、市との協議により、一部について短時間勤務職員を常勤職員に換算することができる。</p> <p><保健師、看護師、准看護師の保育士読替え> 保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のみなし規定> 認可基準条例附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、保育士の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p><市長が認める者の最低2人保育士の1人への読替え> 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、認可基準条例第32条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p><市長が認める者の定員超過分保育士としてののみなし規定> 認可基準条例附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該事業所の利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>	<p>1 年齢別配置基準保育士が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 年齢別配置基準保育士が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>3 年齢別配置基準保育士及び最低2人の保育士が時間帯別で配置されているか。</p> <p>4 嘱託医が監査実施時点で選任されているか。</p> <p>5 調理員が年間を通じて配置されているか。(調理業務の全部を委託する場合は搬入施設から搬入する場合を除く)</p> <p>6 調理員が監査実施時点で実際に配置されているか。(調理業務の全部を委託する場合は搬入施設から搬入する場合を除く)</p>	<p>(1)年齢別配置基準保育士が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(2)年齢別配置基準保育士が市に協議なく短時間勤務職員を常勤職員に換算し年間を通じて配置されている。</p> <p>(1)年齢別配置基準保育士が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)年齢別配置基準保育士及び最低2人の保育士が時間帯別で配置されていない。</p> <p>(1)嘱託医が監査実施時点で選任されていない。</p> <p>(1)調理員が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)調理員が監査実施時点で実際に配置されていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第32条第1項、第2項、第3項、附則第7項、第8項、第9項、第10項 (2)取扱要綱第19条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第19条第6項</p> <p>(1)認可基準条例第32条第1項、第2項、第3項、附則第7項、第8項、第9項、第10項 (2)取扱要綱第19条第2項</p> <p>(1)認可基準条例第32条第1項、第2項、第3項、附則第7項、第8項、第9項、第10項 (2)取扱要綱第19条第5項</p> <p>(1)認可基準条例第32条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第32条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第32条第1項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p><前2項のみなし規程の人数制限> 認可基準条例附則第8項、第9項の規定を適用するときは、保育士を保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p><留意事項通知上の管理者の要件> 児童福祉事業等(保育所、幼稚園、小学校、認可移行前の認可外保育施設等)に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(国又は国の委託を受けたものが実施する施設長研修受講者)で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。</p> <p>4 小規模保育事業A型においては、認可基準条例第32条第1項に規定する職員のほか、原則として、保育士資格を有する管理者を置くものとする。</p> <p>5 安定した保育体制を確保するため、算定された保育士数に加え、各施設に常勤の年休代替保育士を1人配置するよう努めるものとする。</p> <p>6 小規模保育事業A型が提供する保育の充実を図るため、看護師等及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めるものとする。ただし、看護師等を配置した場合には、認可基準条例第32条第2項に規定する保育士の数及び取扱要綱第19条第5項に規定する保育士の数に当該看護師等を1人まで含めることができるものとし、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、当該栄養士又は管理栄養士を認可基準条例第32条に規定する調理員とみなすことができるものとする。 調理業務の全部を委託する小規模保育事業A型及び搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業A型においても、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には同様の取扱いとする。</p>	<p>1 保育士資格を有する管理者を年間を通じて配置しているか。</p> <p>2 保育士資格を有する管理者を監査実施時点で配置しているか。</p> <p>1 年休代替保育士が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 年休代替保育士が監査実施時点で配置されているか。</p> <p>1 看護師及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めているか。</p>	<p>(1)保育士資格を有する管理者を年間を通じて配置していない。</p> <p>(1)保育士資格を有する管理者を監査実施時点で配置していない。</p> <p>(1)年休代替保育士が年間を通じて配置されていない月が複数月ある。</p> <p>(1)年休代替保育士が監査実施時点で配置されていない。</p> <p>(1)看護師及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)取扱要綱第19条第1項</p> <p>(1)取扱要綱第19条第7項</p> <p>(1)取扱要綱第19条第9項、第10項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
小規模保育事業B型	<p>7 小規模保育事業所B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p><年齢別配置基準保育従事者等> 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4)満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>※保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。</p> <p>配置基準上保育従事者数の算定式は次のとおりとする。 (1歳児及び2歳児の数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (0歳児数×1/3(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (3歳児数×1/15(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (4歳児及び5歳児の数×1/25(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + 1(小数点以下四捨五入)</p> <p>配置基準上保育士数の算定式は次のとおりとする。 配置基準上保育従事者数×1/2(小数点以下四捨五入)</p> <p>年齢別配置基準保育従事者数が1人の場合には、最低2人以上の保育従事者を配置しなければならない。</p> <p>配置基準上保育従事者については、原則として常勤の職員をもって充てるものとする。ただし、これによりがたい場合は、市との協議により、一部について短時間勤務職員を常勤職員に換算することができる。</p> <p><保健師、看護師、准看護師の保育士読替え> 保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><家庭的保育者又は家庭的保育補助者の保育従事者へのみなし> 認可基準条例第35条の規定の適用については、家庭的保育者又は認可基準条例第26条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、認可基準条例第35条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p> <p><留意事項通知上の管理者の要件> 児童福祉事業等(保育所、幼稚園、小学校、認可移行前の認可外保育施設等)に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(国又は国の委託を受けたものが実施する施設長研修受講者)で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。</p>	<p>1 年齢別配置基準保育従事者が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 年齢別配置基準保育従事者が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>3 年齢別配置基準保育従事者及び最低2人の保育従事者が時間帯別で配置されているか。</p> <p>4 配置基準上保育士数が年間を通じて配置されているか。</p> <p>5 配置基準上保育士数が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>6 嘱託医が監査実施時点で選任されているか。</p> <p>7 調理員が年間を通じて配置されているか。(調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から搬入する場合を除く)</p> <p>8 調理員が監査実施時点で実際に配置されているか。(調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から搬入する場合を除く)</p>	<p>(1)年齢別配置基準保育従事者が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(2)年齢別配置基準保育士が市に協議なく短時間勤務職員を常勤職員に換算し年間を通じて配置されている。</p> <p>(1)年齢別配置基準保育従事者が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)年齢別配置基準保育従事者及び最低2人の保育従事者が時間帯別で配置されていない。</p> <p>(1)配置基準上保育士数が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)配置基準上保育士数が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)嘱託医が監査実施時点で選任されていない。</p> <p>(1)調理員が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)調理員が監査実施時点で実際に配置されていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第35条第1項、第2項、第3項、附則5 (2)取扱要綱第19条第2項 (1)取扱要綱第19条第6項</p> <p>(1)認可基準条例第35条第1項、第2項、第3項、附則5 (2)取扱要綱第19条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第19条第5項</p> <p>(1)取扱要綱第19条第2項</p> <p>(1)配置基準上保育士数が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)認可基準条例第35条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第35条第1項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>保育所型事業所内保育事業</p>	<p>13 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p><年齢別配置基準上保育士等> 保育所型事業所内保育所の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ってはならない。 (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4)満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>※保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。</p> <p>保育士数の算定式は次のとおりとする。 (1歳児及び2歳児の数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (0歳児数×1/3(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (3歳児数×1/15(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) + (4歳児及び5歳児の数×1/25(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))) (小数点以下四捨五入)</p> <p>配置基準上保育士数については、原則として常勤の職員をもって充てるものとする。ただし、これによりがたい場合は、市との協議により、一部について短時間勤務職員を常勤職員に換算することができる。</p> <p>14 調理員は、1人以上を常勤で配置するものとする。なお、調理業務を全部委託する場合であっても、同様とする。</p> <p><保健師、看護師、准看護師の保育士読替え> 保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><市長が認める者の最低2人保育士の1人への読替え> 保育の需要が応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、認可基準条例第48条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p><幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のみなし規定> 認可基準条例附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、保育士の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。</p>	<p>1 年齢別配置基準保育士が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 年齢別配置基準保育士が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>3 年齢別配置基準保育士及び最低2人の保育士が時間帯別で配置されているか。</p> <p>4 嘱託医が監査実施時点で選任されているか。</p> <p>5 調理員が年間を通じて常勤で配置されているか。(調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から搬入する場合を除く)</p> <p>6 調理員が監査実施時点で実際に常勤で配置されているか。(調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から搬入する場合を除く)</p>	<p>(1)年齢別配置基準保育士が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(2)年齢別配置基準保育士が市に協議なく短時間勤務職員を常勤職員に換算し年間を通じて配置されている。</p> <p>(1)年齢別配置基準保育士が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)年齢別配置基準保育士及び最低2人の保育士が時間帯別で配置されていない。</p> <p>(1)嘱託医が監査実施時点で選任されていない。</p> <p>(1)調理員が年間を通じて常勤で配置されていない。</p> <p>(1)調理員が監査実施時点で実際に常勤で配置されていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第48条第1項、第2項、第3項、附則第7項、第8項、第9項、第10項 (2)取扱要綱第26条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第26条第3項</p> <p>(1)認可基準条例第48条第1項、第2項、第3項、附則第7項、第8項、第9項、第10項 (2)取扱要綱第26条第2項</p> <p>(1)認可基準条例第48条第2項</p> <p>(1)認可基準条例第48条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第48条第1項 (2)取扱要綱第26条第7項</p> <p>(1)認可基準条例第48条第1項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p><市長が認める者の定員超過分保育士としてのみなし規定> 認可基準条例附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該事業所の利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p><前2項のみなし規程の人数制限> 認可基準条例附則第8項、第9項の規定を適用するときは、保育士を保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p><留意事項通知上の管理者の要件> 児童福祉事業等(保育所、幼稚園、小学校、認可移行前の認可外保育施設等)に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(国又は国の委託を受けたものが実施する施設長研修受講者)で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。</p> <p>15 保育所型事業所内保育事業においては、認可基準条例第48条第1項に規定する職員のほか、原則として、保育士資格を有する管理者を置くものとする。</p> <p>16 利用定員が20人以上の施設について1人を、保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設について1人をそれぞれ常勤で配置するものとする。ただし、留意事項通知に定める常勤換算を行えるものとする。</p> <p>17 休憩休息保育士として、取扱要綱第26条2項に規定する保育士(配置基準上保育士)の数を4で除して小数点以下切上げとした人数を、年休代替保育士として各施設1人をそれぞれ常勤で配置するよう努めるものとする。</p> <p>18 保育所型事業所内保育事業が提供する保育の充実を図るため、認可基準条例第48条第1項各号に規定する職員のほか、看護師等及び栄養士又は管理栄養士をそれぞれ各施設に1人以上、常勤で配置するよう努めるものとする。ただし、看護師等を配置した場合には、当該看護師等を認可基準条例第48条第2項に規定する保育士の数及び第4項に規定する保育士の数に1人まで含めることができるものとし、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、当該栄養士又は管理栄養士を前項の調理員とみなすことができるものとする。 調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においても、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、同様の取扱いとする。</p>	<p>1 保育士資格を有する管理者を年間を通じて配置しているか。</p> <p>2 保育士資格を有する管理者を監査実施時点で配置しているか。</p> <p>1 その他国基準保育士が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 その他国基準保育士が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>1 休憩休息保育士及び年休代替保育士が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 休憩休息保育士及び年休代替保育士が監査実施時点で配置されているか。</p> <p>1 看護師及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めているか。</p>	<p>(1)保育士資格を有する管理者を年間を通じて配置していない。</p> <p>(1)保育士資格を有する管理者を監査実施時点で配置していない。</p> <p>(1)その他国基準保育士が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)その他国基準保育士が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)休憩休息保育士及び年休代替保育士が年間を通じて1人も配置されていない月が複数ある。</p> <p>(2)休憩休息保育士及び年休代替保育士が年間を通じて1人しか配置されていない月が複数ある。</p> <p>(1)休憩休息保育士及び年休代替保育士が監査実施時点で配置されていない。</p> <p>(1)看護師及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)取扱要綱第26条第1項</p> <p>(1)取扱要綱第26条第4項</p> <p>(1)取扱要綱第26条第5項</p> <p>(1)取扱要綱第26条第8項、第9項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>小規模型事業所内保育事業</p>	<p>19 小規模型事業所内保育事業には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p><年齢別配置基準保育従事者等> 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4)満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>※保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。</p> <p>年齢別配置基準保育従事者数の算定式は次のとおりとする。 (1歳児及び2歳児の数×1/6(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)))+(0歳児数×1/3(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)))+(3歳児数×1/15(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)))+(4歳児及び5歳児の数×1/25(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)))+1(小数点以下四捨五入)</p> <p>配置基準上保育士数の算定式は次のとおりとする。 配置基準上保育従事者数×1/2(小数点以下四捨五入)</p> <p>年齢別配置基準の保育従事者数が1人の場合には、最低2人以上の保育従事者を配置しなければならない。</p> <p>年齢別配置基準保育従事者については、原則として常勤の職員をもって充てるものとする。ただし、これによりがたい場合は、市との協議により、一部について短時間勤務職員を常勤職員に換算することができる。</p> <p><保健師、看護師、准看護師の保育士読替え> 保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p><家庭的保育者又は家庭的保育補助者の保育従事者へのみなし> 認可基準条例第51条の規定の適用については、家庭的保育者又は認可基準条例第26条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、認可基準条例第51条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p> <p><留意事項通知上の管理者の要件> 児童福祉事業等(保育所、幼稚園、小学校、認可移行前の認可外保育施設等)に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(国又は国の委託を受けたものが実施する施設長研修受講者)で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする。</p>	<p>1 年齢別配置基準保育従事者が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 年齢別配置基準保育従事者が監査実施時点で実際に配置されているか。</p> <p>3 年齢別配置基準保育従事者及び最低2人の保育従事者が時間帯別で配置されているか。</p> <p>4 配置基準上保育士数が年間を通じて配置されているか。</p> <p>5 配置基準上保育士数が監査実施時点で配置されているか。</p> <p>6 嘱託医が監査実施時点で選任されているか。</p> <p>7 調理員が年間を通じて配置されているか。(調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から搬入する場合を除く)</p> <p>8 調理員が監査実施時点で実際に配置されているか。(調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から搬入する場合を除く)</p>	<p>(1)年齢別配置基準保育従事者が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(2)年齢別配置基準保育士が市に協議なく短時間勤務職員を常勤職員に換算し年間を通じて配置されている。</p> <p>(1)年齢別配置基準保育従事者が監査実施時点で実際に配置されていない。</p> <p>(1)年齢別配置基準保育従事者及び最低2人の保育従事者が時間帯別で配置されていない。</p> <p>(1)配置基準上保育士数が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)配置基準上保育士数が監査実施時点で配置されていない。</p> <p>(1)嘱託医が監査実施時点で選任されていない。</p> <p>(1)調理員が年間を通じて配置されていない。</p> <p>(1)調理員が監査実施時点で配置されていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第51条第1項、第2項、第3項附則5 (2)取扱要綱第24条、19条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第24条、第19条第6項</p> <p>(1)認可基準条例第51条第1項、第2項、第3項附則5 (2)取扱要綱第24条、第19条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第24条、第19条第5項</p> <p>(1)取扱要綱第24条、第19条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第24条、第19条第2項</p> <p>(1)認可基準条例第51条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第51条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第51条第1項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>全事業共通</p> <p>(2)職員の資格保有 家庭的保育事業</p>	<p>20 小規模型事業所内保育事業においては、認可基準条例第51条第1項に規定する職員のほか、原則として、保育士資格を有する管理者を置くものとする。</p>	<p>1 保育士資格を有する管理者を年間を通じて配置しているか。</p> <p>2 保育士資格を有する管理者を監査実施時点で配置しているか。</p>	<p>(1)保育士資格を有する管理者を年間を通じて配置していない。</p> <p>(1)保育士資格を有する管理者を監査実施時点で配置していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)取扱要綱第24条、第19条第1項</p>
	<p>21 安定した保育体制を確保するため、算定された保育従事者数に加え、各施設に常勤の年休代替保育士を1人配置するよう努めるものとする。</p>	<p>1 年休代替保育士が年間を通じて配置されているか。</p> <p>2 年休代替保育士が監査実施時点で配置されているか。</p>	<p>(1)年休代替保育士が年間を通じて配置されていない月が複数月ある。</p> <p>(1)年休代替保育士が監査実施時点で配置されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)取扱要綱第24条、第19条第7項</p>
	<p>22 小規模型保育事業が提供する保育の充実を図るため、看護師等及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めるものとする。ただし、看護師等を配置した場合には、当該看護師等を認可基準条例第51条第2項に規定する保育士の数に1人まで含めることができるものとし、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、当該栄養士又は管理栄養士を調理員とみなすことができるものとする。 調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においても、栄養士又は管理栄養士を配置した場合には、同様の取扱いとする。</p>	<p>1 看護師及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めているか。</p>	<p>(1)看護師及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めていない。</p>	<p>C</p>	<p>(1)取扱要綱第24条、第19条第9項、第10項</p>
	<p>23 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p> <p>1 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2)法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 上記の他、次に定めるものによる。 家庭的保育者は、原則として年齢が65歳以下の者であって、5年以上の事業の継続を見込むことができるものとする。</p> <p><家庭的保育者の要件における市長が行う研修の定義> 認可基準条例第26条第2項に規定する市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修)を修了した者は、家庭的保育者基礎研修を修了した者とする。</p> <p><保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者の要件> 認可基準条例第26条第2項に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」とは、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有し、3歳未満児の保育又は看護の実務経験が2年以上ある者をいう。</p> <p>2 家庭的保育補助者は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。</p> <p><家庭的保育補助者の要件における市長が行う研修の定義> 認可基準条例第26条第3項に規定する市長が行う研修とは、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者、又は家庭的保育者基礎研修を修了した者とする。</p>	<p>1 各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されているか。</p> <p>1 家庭的保育者は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する者で、保育を行っている乳幼児の保育に専念でき、欠格事項に該当していないか。</p> <p>1 家庭的保育補助者は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者か。</p>	<p>(1)各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていない。</p> <p>(1)家庭的保育者は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の期間が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有していない。又は保育を行っている乳幼児の保育に専念できるものでない。又は欠格事項に該当する。</p> <p>(1)家庭的保育補助者は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者でない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第11条</p> <p>(1)認可基準条例第26条第2項 (2)取扱要綱第17条第1項(1)、(2)</p> <p>(1)認可基準条例第26条第3項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
小規模保育事業所A型	<p>3 小規模保育事業A型においては、原則として保育士資格を有する管理者を置くものとする。【再掲】</p> <p>4 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。【再掲】</p> <p>5 認可基準条例第32条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。【再掲】</p> <p>6 認可基準条例附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、保育士の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。【再掲】</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、認可基準条例第32条第2項各号に定める数の合計が1となるときは、第32条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。【再掲】</p> <p><保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者の要件> 認可基準条例附則第7項に規定する、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者は、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。【再掲】</p> <p><保育所等及び常勤で1年以上の定義> 保育所等には、認可保育所、小規模保育事業、川崎認定保育園など処遇改善等加算の算定対象となる保育施設を含む。常勤で1年以上とは、常勤相当(1日6時間以上かつ月20日以上勤務の場合)で1年以上従事していることをいう。</p> <p>8 小規模保育事業A型が提供する保育の充実を図るため、看護師等及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めるものとする。【再掲】</p>	<p>1 現に管理者と称する者が保育士資格を有しているか。</p> <p>1 現に保育士と称する者が保育士証を有しているか。</p> <p>1 現に読み替えを行った保健師、看護師又は准看護師と称する者が免許を有しているか。</p> <p>1 現に読み替えを行った幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭が免許を有しているか。</p> <p>1 現に読み替えを行った保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上である者、家庭的保育者及び子育て支援員が要件を満たしているか。</p> <p>1 保育の充実を図るため配置された看護師、栄養士又は管理栄養士と称するものが免許証を有しているか。</p>	<p>(1)現に管理者と称する者が保育士資格を有していない。</p> <p>(1)現に保育士と称する者が保育士証を有していない。</p> <p>(1)現に読み替えを行った保健師、看護師又は准看護師と称する者が免許証を有していない。</p> <p>(1)現に読み替えを行った幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭が免許を有していない。</p> <p>(1)現に読み替えを行った保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上である者、家庭的保育者及び子育て支援員が要件を満たしていない。</p> <p>(1)保育の充実を図るため配置された看護師、栄養士又は管理栄養士と称する者が栄養士免許証を有していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)取扱要綱第19条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第32条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第32条第3項</p> <p>(1)認可基準条例附則第8項</p> <p>(1)認可基準条例附則第7項 (2)取扱要綱第19条第8項 (3)28川こ保第353号通知</p> <p>(1)取扱要綱第19条第9項、第10項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
小規模保育事業B型	<p>9 小規模保育事業B型においては、原則として保育士資格を有する管理者を置くものとする。【再掲】</p> <p>10 小規模保育事業所B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。【再掲】</p> <p>＜保育に従事する職員として市長が行う研修の定義＞ 認可基準条例第35条に規定する市等が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者は、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。</p> <p>11 認可基準条例第35条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。【再掲】</p> <p>12 認可基準条例第35条の規定の適用については、家庭的保育者又は認可基準条例第26条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、認可基準条例第35条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p> <p>＜家庭的保育者の要件＞ 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 上記の他、次に定めるものによる。 家庭的保育者は、原則として年齢が65歳以下の者であって、5年以上の事業の継続を見込むことができるものとする。</p> <p>＜家庭的保育者の要件における市長が行う研修の定義＞ 認可基準条例第26条第2項に規定する、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者とは、家庭的保育者基礎研修を修了した者とする。</p> <p>＜家庭的保育者の要件における保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者の定義＞ 認可基準条例第26条第2項に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」とは、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有し、3歳未満児の保育又は監護の実務経験が2年以上ある者をいう。</p> <p>＜家庭的保育補助者の要件＞ 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの。</p> <p>＜家庭的保育補助者の要件における市長が行う研修の定義＞ 認可基準条例第26条第3項に規定する、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者とは、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者、又は家庭的保育者基礎研修を修了した者とする。</p> <p>13 小規模保育事業B型が提供する保育の充実を図るため、看護師等及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めるものとする。【再掲】</p>	<p>1 管理者が保育士資格を有しているか。</p> <p>1 現に保育士と称する者が保育士証を有しているか。</p> <p>2 その他保育に従事する職員が、市長が行う研修(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。))を修了したのか。</p> <p>1 現に読み替えを行った保健師、看護師又は准看護師と称する者が免許を有しているか。</p> <p>1 現に保育従事者とみなした家庭的保育者が資格要件を満たしているか。</p> <p>2 現に保育従事者とみなした家庭的保育補助者が資格要件を満たしているか。</p> <p>1 保育の充実を図るため配置された看護師、栄養士又は管理栄養士と称するものが免許証を有しているか。</p>	<p>(1)管理者が保育士資格を有していない。</p> <p>(1)現に保育士と称する者が保育士証を有していない。</p> <p>(1)その他保育に従事する職員が、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了したものでない。</p> <p>(1)現に読み替えを行った保健師、看護師又は准看護師と称する者が免許証を有していない。</p> <p>(1)現に保育従事者とみなした家庭的保育者が資格要件を満たしていない。</p> <p>(1)現に保育従事者とみなした家庭的保育補助者が資格要件を満たしていない。</p> <p>(1)保育の充実を図るため配置された看護師、栄養士又は管理栄養士と称する者が栄養士免許証を有していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)取扱要綱第19条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第35条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第35条第1項 (2)取扱要綱第19条第3項</p> <p>(1)認可基準条例第35条第3項</p> <p>(1)認可基準条例附則第5項、第26条第2項 (2)取扱要綱第17条第1項(1)、(2)</p> <p>(1)認可基準条例附則第5項、第26条第3項</p> <p>(1)取扱要綱第19条第9項、第10項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
小規模保育事業C型	<p>14 小規模保育事業C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。【再掲】</p> <p>15 小規模保育事業C型における家庭的保育補助者は、家庭的保育者の休暇等の場合の保育体制を確保するため、保育士、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有する者を1人以上配置するものとする。【再掲】</p> <p><家庭的保育者の要件> 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2)法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 上記の他、次に定めるものによる。 家庭的保育者は、原則として年齢が65歳以下の者であって、5年以上の事業の継続を見込むことができるものとする。</p> <p><家庭的保育者の要件における市長が行う研修の定義> 認可基準条例第26条第2項に規定する、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者とは、家庭的保育者基礎研修を修了した者とする。</p> <p><家庭的保育者の要件における保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者の定義> 看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有し、3歳未満児の保育又は監護の実務経験が2年以上ある者をいう。</p> <p><家庭的保育補助者の要件における市長が行う研修の定義> 認可基準条例第26条第3項に規定する、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者とは、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者、又は家庭的保育者基礎研修を修了した者とする。</p>	<p>1 家庭的保育者が資格要件を満たしているか。</p> <p>2 家庭的保育補助者は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者か。</p> <p>1 家庭的保育補助者のうち1人以上は保育士、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有しているか。</p>	<p>(1)家庭的保育者が資格要件を満たしていない。</p> <p>(1)家庭的保育補助者は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者でない。</p> <p>(1)家庭的保育補助者のうち保育士、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有しているものが1人もいない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第26条第2項 (2)取扱要綱第17条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第26条第3項</p> <p>(1)取扱要綱第17条第2項</p>
保育所型事業所内保育事業	<p>16 保育所型事業所内保育事業においては、原則として、保育士資格を有する管理者を置くものとする。【再掲】</p> <p>17 保育所型事業所内保育事業には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業にあっては、調理員を置かないことができる。【再掲】</p> <p>18 認可基準条例第48条第1項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。【再掲】</p> <p>19 認可基準条例附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、保育士の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。【再掲】</p>	<p>1 管理者が保育士資格を有しているか。</p> <p>1 現に保育士と称する者が保育士資格を有しているか。</p> <p>1 現に読み替えを行った保健師、看護師又は准看護師と称する者が免許を有しているか。</p> <p>1 現に読み替えを行った幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭が免許を有しているか。</p>	<p>(1)管理者が保育士資格を有していない。</p> <p>(1)現に保育士と称する者が保育士資格を有していない。</p> <p>(1)現に読み替えを行った保健師、看護師又は准看護師と称する者が免許証を有していない。</p> <p>(1)現に読み替えを行った幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭が免許を有していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)取扱要綱第26条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第48条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第48条第3項</p> <p>(1)認可基準条例附則第8項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>20 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、認可基準条例第48条第2項各号に定める数の合計が1となるときは、第48条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。【再掲】</p> <p>21 認可基準条例附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該事業所の利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p><保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者の要件> 保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。</p> <p><保育所等及び常勤で1年以上の定義> 保育所等には、認可保育所、小規模保育事業、川崎認定保育園など処遇改善等加算の算定対象となる保育施設を含む。常勤で1年以上とは、常勤相当(1日6時間以上かつ月20日以上勤務の場合)で1年以上従事していることをいう。【再掲】</p> <p>22 保育所型事業所内保育事業が提供する保育の充実を図るため、看護師等及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めるものとする。【再掲】</p>	<p>1 現に読み替えを行った保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上である者、家庭的保育者及び子育て支援員が要件を満たしているか。</p> <p>1 保育の充実を図るため配置された看護師、栄養士又は管理栄養士と称するものが免許証を有しているか。</p>	<p>(1)現に読み替えを行った保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上である者、家庭的保育者及び子育て支援員が要件を満たしていない。</p> <p>(1)保育の充実を図るため配置された看護師、栄養士又は管理栄養士と称する者が免許証を有していない。</p>	<p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)認可基準条例附則第7項、第9項 (2)取扱要綱第26条第6項 (3)28川こ保第353号通知</p> <p>(1)取扱要綱第26条第8項、第9項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
小規模型事業所内保育所事業	<p>23 小規模型事業所内保育事業においては、原則として、保育士資格を有する管理者を置くものとする。【再掲】</p> <p>24 小規模型事業所内保育事業には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。【再掲】</p> <p><市長が行う研修の定義> 認可基準条例第51条に規定する市等が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者は、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者とする。</p> <p>25 認可基準条例第51条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。【再掲】</p> <p>26 認可基準条例第51条の規定の適用については、家庭的保育者又は認可基準条例第26条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、認可基準条例第51条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p> <p><家庭的保育者の要件> 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2)法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者 上記の他次による。 家庭的保育者は、原則として年齢が65歳以下の者であつて、5年以上の事業の継続を見込むことができるものとする。</p> <p><家庭的保育者の要件における市長が行う研修の定義> 認可基準条例第26条第2項に規定する、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者とは、家庭的保育者基礎研修を修了した者をいう。</p> <p><家庭的保育者における保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者の要件> 認可基準条例第26条第2項に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」とは、看護師、准看護師又は幼稚園教諭のいずれかの免許又は資格を有し、3歳未満児の保育又は監護の実務経験が2年以上ある者をいう。</p> <p><家庭的保育補助者の要件> 認可基準条例第26条第3項に規定する、家庭的保育補助者は市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。</p> <p><家庭的保育補助者の要件における市長が行う研修の定義> 認可基準条例第26条第3項に規定する、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)とは、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者、家庭的保育者基礎研修を修了した者とする。</p> <p>27 小規模型事業所内保育事業が提供する保育の充実を図るため、看護師等及び栄養士又は管理栄養士の配置に努めるものとする。</p>	<p>1 管理者が保育士資格を有しているか。</p> <p>1 現に保育士と称する者が保育士資格を有しているか。</p> <p>2 その他保育に従事する職員が市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了しているか。</p> <p>1 現に保育士とみなした保健師、看護師又は准看護師が免許証を有しているか。</p> <p>1 現に保育従事者とみなした家庭的保育者が資格要件を満たしているか。</p> <p>2 現に保育従事者とみなした家庭的保育補助者が資格要件を満たしているか。</p> <p>1 保育の充実を図るため配置された看護師、栄養士又は管理栄養士と称するものが免許証を有しているか。</p>	<p>(1)管理者が保育士資格を有していない。</p> <p>(1)現に保育士と称する者が保育士資格を有していない。</p> <p>(1)その他保育に従事する職員が市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了していない。</p> <p>(1)現に保育士とみなした保健師、看護師又は准看護師が免許証を有していない。</p> <p>(1)現に保育従事者とみなした家庭的保育者が資格要件を満たしていない。</p> <p>(1)現に保育従事者とみなした家庭的保育補助者が資格要件を満たしていない。</p> <p>(1)保育の充実を図るため配置された看護師、栄養士又は管理栄養士と称する者が栄養士免許証を有していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)取扱要綱第24条、第19条</p> <p>(1)認可基準条例第51条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第51条第1項 (2)取扱要綱第25条</p> <p>(1)認可基準条例第51条第3項</p> <p>(1)認可基準条例附則第5項、第26条第2項 (2)取扱要綱第17条第1項(1)、(2)</p> <p>(1)認可基準条例附則第5項、第26条第3項</p> <p>(1)取扱要綱第24条、第19条第9項、第10項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)労働条件の明示	<p>1 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。</p> <p>使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働契約の期間に関する事項 ・有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ・就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ・始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項 ・賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。) 他 <p>使用者は、法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。</p> <p>法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。</p> <p>法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。</p> <p>一 ファクシミリを利用してする送信の方法 二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。)の送信の方法(当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)</p>	<p>1 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しているか。</p>	<p>(1)労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示していない。</p> <p>(2)労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件の明示が不十分である。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)労基法第15条第1項 (2)労基法施行規則第5条第1項～第4項 (3)パートタイム労働法第6条</p>
(4)職員給与等の状況	<p>1 職員の給与については、財源が地域型保育給付費等公的資金であり、適正に支給することが必須である。</p> <p>2 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。</p> <p>最低賃金は、神奈川県における最低賃金を適用する。</p>	<p>1 給与は法令・規程等に基づき適正に支給しているか。</p> <p>1 最低賃金法及び関連法令を遵守しているか。</p>	<p>(1)給与を法令・規程等に基づき適正に支給していない。</p> <p>(1)時間あたりの職員給与が最低賃金を下回っている。</p>	<p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)労基法第24条～第27条</p> <p>(1)最低賃金法第4条第1項、第2項</p>
(5)社会保険の加入	<p>1 健康保険と厚生年金保険は、常時5人以上の従業員を使用する事業所に適用となり、雇用保険と労働者災害補償保険は、労働者を雇用又は使用する事業所に適用となるものであるため、当該事業所に使用される者は、法令に定める者を除き、被保険者となるものである。</p>	<p>1 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入しているか。</p>	<p>(1)健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険に、法令に定める者を除き当該事業所に使用される者が加入していない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)健康保険法第3条第1項、第3項第1号 (2)厚生年金保険法第6条第1項第1号、第12条 (3)雇用保険法第5条第1項、第6条 (4)労働者災害補償保険法第3条第1項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(6)職員の確保と定着化	<p>1 社会福祉事業等を経営する者は、前条第二項第二号に規定する措置の内容(社会福祉事業等を経営する者が行う、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るものを除く。))及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内容に関する事項)に即した措置を講ずるように努めなければならない。</p>	<p>1 職員の計画的な採用に努めているか。</p> <p>2 労働条件の改善等に配慮し、職員の定着促進及び離職防止に努めているか。(家庭的保育事業を除く)</p>	<p>(1)職員の計画的な採用に努められていない。</p> <p>(1)当年度に管理者、常勤保育士が複数人離職し、運営に支障が生じるなど、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。</p> <p>(2)前年度に、管理者、常勤保育士の半数以上が離職し、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。</p> <p>(3)前年度に管理者、常勤保育士の半数以上が離職し、かつ運営に支障が生じるなど、職員の定着促進及び離職防止に努められていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)社会福祉法第90条第1項</p> <p>(2)児福指導監査要綱別紙1の2の(2)の第2の2の(3)</p>
(7)安全衛生管理体制	<p>1 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務(第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。</p> <p>法第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。</p> <p>2 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。</p> <p>法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。</p>	<p>1 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が選任され、労働基準監督署に届け出られているか。</p> <p>1 常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医が選任され、労働基準監督署に届け出られているか。</p>	<p>(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場において、衛生管理者が選任され、労働基準監督署に届け出られていない。</p> <p>(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場において、産業医が選任され、労働基準監督署に届け出られていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)安衛法第12条第1項</p> <p>(2)安衛法施行令第4条</p> <p>(3)安衛則第7条第3項</p> <p>(1)安衛法第13条第1項</p> <p>(2)安衛法施行令第5条</p> <p>(3)安衛則第13条第2項</p>
(8)雇用管理上の措置等	<p>1 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 労働者の就業環境が害されることがないよう、当該労働者からの相談に応じているか。</p> <p>2 労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じているか。</p>	<p>(1)労働者の就業環境が害されることがないよう、相談に応じていない。</p> <p>(1)労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するために必要な体制の整備等を講じていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)労働施策総合推進法第30条の2</p> <p>(1)労働施策総合推進法第30条の2</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(9)職員の健康診断	<p>1 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。</p> <p>2 設置者は労働安全衛生規則に定めるところにより、家庭的保育事業等に従事する職員に対し、雇入れ時及び定期的健康診断を行うものとする。</p> <p><雇入れ時健康診断の項目></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 既往歴及び業務歴の調査 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力 四 胸部エックス線検査 五 血圧の測定 六 貧血検査(血色素量及び赤血球数の検査) 七 肝機能検査(GOT、GPT及びγ-GTPの検査) 八 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査) 九 血糖検査 十 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 十一 心電図検査 	<p>1 常時使用する職員について、雇入れ時健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。</p> <p>2 常時使用する職員について、定期健康診断を適切(時期及び項目)に実施しているか。</p> <p>3 上記健康診断の結果を記録しているか。</p>	<p>(1)雇入れ時健康診断を適切に実施していない。</p> <p>(1)定期健康診断を適切に実施していない。</p> <p>(1)上記健康診断の結果が記録されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第18条第4項</p> <p>(2)取扱要綱第7条第1項</p> <p>(3)安衛法第66条、第66条の3</p> <p>(4)安衛則第43条、第44条</p>
(10)職員研修	<p>1 家庭的保育事業等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>1 各職員が常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。</p> <p>2 職員に対し研修の機会を確保しているか。</p> <p>3 体系的な研修計画が作成されているか。(家庭的保育事業及び小規模保育事業所C型を除く)</p> <p>4 組織内での研修成果の活用が図られているか。</p>	<p>(1)各職員が常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に一切努めていない。</p> <p>(1)職員に対し研修の機会を一切確保していない。</p> <p>(2)職員のうち理由なく研修の機会を確保していない者がいる。</p> <p>(1)体系的な研修計画が作成されていない。</p> <p>(1)外部研修で得た知識及び技能を他の職員と共有できていない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)認可基準条例第10条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第10条第2項</p> <p>(2)運営基準条例第47条第3項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>6 施設・設備の安全管理 (1)施設・設備の状況 家庭的保育事業</p>	<p>1 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所を実施するものとする。 (1)乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2)前号に規定する専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。 (3)乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 (4)衛生的な調理設備及び便所を設けること。 (5)同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれにかわるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。 (6)前号に規定する庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (7)火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。</p> <p>2 法第34条の15第2項の認可を受けた者は、第1項第2号(建物その他設備の規模及び構造並びに図面)若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市にあらかじめ届け出なければならない。</p>	<p>1 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けているか。</p> <p>2 乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であるか。</p> <p>3 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有しているか。</p> <p>4 衛生的な調理設備及び便所を設けているか。</p> <p>5 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれにかわるべき場所を含む。)があるか。</p> <p>6 乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれにかわるべき場所を含む。)の面積は、満2歳以上の幼児1人について3.3平方メートル以上であるか。</p> <p>7 火災報知器及び消火器を設置しているか。</p> <p>1 当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするときに、あらかじめ市に届け出ているか。</p>	<p>(1)乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けていない。</p> <p>(1)乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上でない。</p> <p>(1)乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有していない。</p> <p>(1)衛生的な調理設備及び便所を設けていない。</p> <p>(1)同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれにかわるべき場所を含む。)がない。</p> <p>(1)乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれにかわるべき場所を含む。)の面積が、満2歳以上の幼児1人について3.3平方メートル以上でない。</p> <p>(1)火災報知器及び消火器を設置していない。</p> <p>(1)当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするときに、あらかじめ市に届け出していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第25条(1)</p> <p>(1)認可基準条例第25条(2)</p> <p>(1)認可基準条例第25条(3)</p> <p>(1)認可基準条例第25条(4)</p> <p>(1)認可基準条例第25条(5)</p> <p>(1)認可基準条例第25条(6)</p> <p>(1)認可基準条例第25条(7)</p> <p>(1)児福法施行規則第36条の36第4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>小規模保育事業A型 小規模保育事業B型 小規模型事業所内保育事業所</p>	<p>3 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業所を行う事業所の設備の基準は次のとおりとする。 (1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型(小規模保育事業所B型、小規模型事業所内保育事業所)には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 (2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型(小規模型保育事業所B型、小規模型事業所内保育事業所)には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第37条第4号及び第5号において同じ。)調理設備及び便所を設けること。 (5)保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>4 法第34条の15第2項の認可を受けた者は、第1項第2号(建物その他設備の規模及び構造並びに図面)若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市にあらかじめ届け出なければならない。</p>	<p>1 乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けているか。</p> <p>2 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。</p> <p>3 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えているか。</p> <p>4 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理設備及び便所を設けているか。</p> <p>5 保育室または遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。</p> <p>6 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。</p> <p>7 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合に、必要な施設又は設備が設けられているか。</p> <p>1 当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするとき、あらかじめ市に届け出ているか。</p>	<p>(1)乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けていない。</p> <p>(1)乳児室又はほふく室の面積が、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上でない。</p> <p>(1)乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えていない。</p> <p>(1)満2歳以上の幼児を利用させる場合に、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理設備及び便所を設けていない。</p> <p>(1)保育室または遊戯室の面積が満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積が満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上でない。</p> <p>(1)保育室又は遊戯室に保育に必要な用具を備えていない。</p> <p>(1)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合に必要施設又は設備が設けられていない。</p> <p>(1)当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするときに、あらかじめ市に届け出していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第31条(1)、第36条、第52条</p> <p>(1)認可基準条例第31条(2)、第36条、第52条</p> <p>(1)認可基準条例第31条(3)、第36条、第52条</p> <p>(1)認可基準条例第31条(4)、第36条、第52条</p> <p>(1)認可基準条例第31条(5)、第36条、第52条</p> <p>(1)認可基準条例第31条(6)、第36条、第52条</p> <p>(1)認可基準条例第31条(7)、第36条、第52条</p> <p>(1)児福祉法施行規則第36条の36第4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
小規模保育事業C型	<p>5 小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5)保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7)保育室等を2階以上に設ける建物は、第31条第7号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>6 法第34条の15第2項の認可を受けた者は、第1項第2号(建物その他設備の規模及び構造並びに図面)若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市にあらかじめ届け出なければならない。</p>	<p>1 乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けているか。</p> <p>2 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。</p> <p>3 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えているか。</p> <p>4 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)調理設備及び便所を設けているか。</p> <p>5 保育室又は遊戯室及び屋外遊戯室(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。</p> <p>6 保育室又は遊戯室には保育に必要な用具を備えているか。</p> <p>7 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合に、必要な施設又は設備が設けられているか。</p> <p>1 当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするときに、あらかじめ市に届け出ているか。</p>	<p>(1)乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けていない。</p> <p>(1)乳児室又はほふく室の面積が、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上でない。</p> <p>(1)乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えていない。</p> <p>(1)満2歳以上の幼児を利用させる場合に、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)調理設備及び便所を設けていない。</p> <p>(1)保育室又は遊戯室及び屋外遊戯室(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積が、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上でない。</p> <p>(1)保育室又は遊戯室に保育に必要な用具を備えていない。</p> <p>(1)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合に、必要な施設又は設備が設けられていない。</p> <p>(1)当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするときに、あらかじめ市に届け出していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第37条(1)</p> <p>(1)認可基準条例第37条(2)</p> <p>(1)認可基準条例第37条(3)</p> <p>(1)認可基準条例第37条(4)</p> <p>(1)認可基準条例第37条(5)</p> <p>(1)認可基準条例第37条(6)</p> <p>(1)認可基準条例第37条(7)</p> <p>(1)児福祉法施行規則第36条の36第4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等	
<p>保育所型事業所内保育事業</p>	<p>7 保育所型事業所内保育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。 (2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4)満2歳以上の幼児(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)調理室及び便所を設けること。 (5)保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6)保育室又は遊戯室には保育に必要な用具を備えること。 (7)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。</p>	<p>1 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けているか。 2 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。 3 乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えているか。 4 満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)調理室及び便所を設けているか。 5 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。 6 保育室又は遊戯室には保育に必要な用具を備えているか。 7 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合に、必要な施設又は設備が設けられているか。</p>	<p>(1)乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けていない。 (1)乳児室又はほふく室の面積が、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上でない。 (1)乳児室又はほふく室に、保育に必要な用具を備えていない。 (1)満2歳以上の幼児を入所させる場合に、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)調理室及び便所を設けていない。 (1)保育室又は遊戯室の面積が満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積が、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上でない。 (1)保育室又は遊戯室に保育に必要な用具を備えていない。 (1)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合に、必要な施設又は設備が設けられていない。</p>	<p>A A A A A A</p>	<p>(1)認可基準条例第47条(1) (1)認可基準条例第47条(2) (1)認可基準条例第47条(3) (1)認可基準条例第47条(4) (1)認可基準条例第47条(5) (1)認可基準条例第47条(6) (1)認可基準条例第47条(7)</p>	
	<p>4 法第34条の15第2項の認可を受けた者は、第1項第2号(建物その他設備の規模及び構造並びに図面)若しくは第3号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市にあらかじめ届け出なければならない。</p>	<p>1 当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするときに、あらかじめ市に届け出ているか。</p>	<p>(1)当該施設の建物その他設備の規模及び構造並びに図面を変更しようとするときに、あらかじめ市に届け出ているか。</p>	<p>B</p>	<p>(1)児福法施行規則第36条の36第4項</p>	
	<p>全事業共通</p>	<p>9 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。</p>	<p>1 各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されているか。</p>	<p>(1)各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)認可基準条例第11条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)施設・設備の安全、衛生	<p>1 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。</p> <p><安全な環境の具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が入り出る扉及び窓の指詰め防止措置を講じている。 ・児童が活動する場所において、重量物及び薬品等の危険物が頭上から落下することを防止する措置を講じている。 ・設備、備品及び遊具等の転倒防止措置を講じている。 <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上の必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。</p>	<p>1 施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮されているか。</p> <p>1 利用乳幼児の使用する保育室、便所等の設備が衛生的に管理されているか。</p> <p>2 利用乳幼児の使用する遊具、寝具等の用具が衛生的に管理されているか。</p>	<p>(1)施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に配慮されておらず、早急な改善を要する。</p> <p>(2)施設の構造設備が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮されているとまではいえず、改善を要する。</p> <p>(1)保育室、便所等が著しく不衛生である。</p> <p>(2)保育室、便所等の衛生管理が不十分である。</p> <p>(1)遊具、寝具等が著しく不衛生である。</p> <p>(2)遊具、寝具等の衛生管理が不十分である。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第7条第6項</p> <p>(2)保育所保育指針第3章3(1)7</p> <p>(1)認可基準条例第15条第1項</p> <p>(2)水道法第34条の2第1項</p> <p>(2)水道法施行規則第55条</p>
(3)飲料水等の衛生管理	<p>1 家庭的保育事業所等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上の必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。【再掲】</p> <p>2 簡易専用水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準(水槽の有効容量の合計が十立方メートル)以下のものを除く。)の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 法第三十四条の二第一項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 ・水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。等</p> <p>3 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令)の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。</p>	<p>1 飲用に供する水について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>1 有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、水槽の掃除を毎年1回以上行っているか。</p> <p>1 有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽等の管理について、検査を毎年1回以上受けているか。</p>	<p>(1)飲用水について衛生的な管理に努めていない。</p> <p>(1)有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、水槽の掃除を毎年1回以上行っていない。</p> <p>(1)有効容量10m³を超える貯水槽を使用している場合には、当該貯水槽等の管理について、検査を毎年1回以上受けていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第15条第1項</p> <p>(1)水道法第34条の2第1項</p> <p>(2)水道法施行規則第55条</p> <p>(1)水道法第34条の2第2項</p> <p>(2)水道法施行規則第56条第1項</p>
(4)施設の害虫駆除等	<p>1 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。</p>	<p>1 ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)ねずみ、昆虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき必要な措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)安衛則第619条第2号</p>
(5)施設内の受動喫煙の防止	<p>1 家庭的保育事業所等の管理権原者は、当該家庭的保育事業所等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。 家庭的保育事業所等の管理権原者は、当該家庭的保育事業所等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。 上記のほか、家庭的保育事業所等の管理権原者は、当該家庭的保育事業所等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p>1 事業所内について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1)事業所内について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)健康増進法第30条第1項、第2項、第4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(4)消防用設備	<p>1 家庭的保育事業等においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。【再掲】</p> <p>2 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p>	<p>1 消火器等の消火用具が設置されているか。</p> <p>2 非常口その他非常災害に必要な設備が設けられているか。</p> <p>1 消防用設備について、定期に、点検(自主点検を含む)及び消防署への報告を行っているか。</p>	<p>(1)消火器等の消火用具が設置されていない。</p> <p>(2)消火器等の消火用具が設置されていても使用できる状態にない。</p> <p>(1)非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていない。</p> <p>(2)非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていても使用できる状態にない。</p> <p>(1)消防用設備について、定期に、点検(自主点検を含む)及び消防署への報告を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第23条第1項</p> <p>(1)消防法第17条の3の3</p>
(5)避難確保計画	<p>1 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>3 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。</p> <p>第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。</p>	<p>1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者が、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しているか。</p> <p>1 避難確保計画を作成したときに、遅滞なく、これを市に報告しているか。これを変更したときも、報告しているか。</p> <p>1 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っているか。</p> <p>2 避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練の結果を市に報告しているか。</p>	<p>(1)市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者が、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成していない。</p> <p>(1)避難確保計画を作成したときに、遅滞なく、これを市に報告していない。これを変更したときも、報告していない。</p> <p>(1)避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っていない。</p> <p>(2)避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練の結果を市に報告していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)水防法第15条の3第1項</p> <p>(2)土砂災害防止法8条の2第1項</p> <p>(1)水防法第15条の3第2項</p> <p>(2)土砂災害防止法8条の2第2項</p> <p>(1)水防法第15条の3第5項</p> <p>(2)土砂災害防止法8条の2第5項</p> <p>(1)水防法第15条の3第5項</p> <p>(2)土砂災害防止法8条の2第5項</p>
(6)防災備蓄	<p>1 災害発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時の連絡・協力体制を事前に確認するなど体制を構築しておくよう努めること。</p>	<p>1 防災用の水・食料等を備蓄しているか。</p>	<p>(1)防災用の水・食料等を備蓄していない。</p>	<p>C</p>	<p>(1)平成27年3月31日雇発0331第1号(7)</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
8 安全計画	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全計画を作成しているか。</p> <p>1 職員に対し、安全計画について周知しているか。</p> <p>2 職員に対し、研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>1 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>1 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>(1)安全計画を作成していない。</p> <p>(1)職員に対し、安全計画について周知していない。</p> <p>(2)職員に対し、研修及び訓練を定期的実施していない。</p> <p>(1)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。</p> <p>(1)定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第23条の2第1項</p> <p>(1)認可基準条例第23条の2第2項</p> <p>(1)認可基準条例第23条の2第3項</p> <p>(1)認可基準条例第23条の2第4項</p>
9 自動車を行う場合の所在の確認	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を行うときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの、その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>	<p>1 利用乳幼児の移動のために自動車を行うときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等により、利用乳幼児の所在を確認しているか。</p> <p>1 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置(国が示す安全装置リストに掲載されているもの)を備え、利用乳幼児の所在の確認を行っているか。</p>	<p>(1)利用乳幼児の移動のために自動車を行うときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等により、利用乳幼児の所在を確認していない。</p> <p>(1)利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置(国が示す安全装置リストに掲載されているもの)を備え、利用乳幼児の所在の確認を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)認可基準条例第23条の3第1項</p> <p>(1)認可基準条例第23条の3第2項</p>
10 事故防止	<p>1 家庭的保育事業所等は、定期的に家庭的保育事業所等の施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のための必要となる対策を講じなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 ・事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 ・事故発生の防止のための委員会を開催するとともに、職員に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>1 児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に発生していないか。</p> <p>2 事故防止のため、定期的に施設及び設備の点検を行っているか。</p> <p>1 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された「事故発生の防止のための指針」が整備されているか。</p> <p>2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じた場合に、当該「事実が報告」され、その「分析」を通じた改善策を職員に周知徹底する体制が整備されているか。</p> <p>3 事故発生の防止のための「委員会」を開催するとともに、職員に対する「研修」を定期的に行っているか。</p>	<p>(1)児童の心身及び生命に関わる重大な事故が前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に発生したことがある。</p> <p>(1)事故防止のため、定期的に施設及び設備の点検を行っていない。</p> <p>(1)事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された「事故発生の防止のための指針」が整備されていない。</p> <p>(1)事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じた場合に、当該「事実が報告」され、その「分析」を通じた改善策を職員に周知徹底する体制が整備されているか。</p> <p>(1)事故発生の防止のための「委員会」を開催するとともに、職員に対する「研修」を定期的に行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第24条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第32条第1項(1)</p> <p>(1)運営基準条例第32条第1項(2)</p> <p>(1)運営基準条例第32条第1項(3)</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
11 不審者対策	<p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>認可基準条例第24条第2項及び運営基準条例第32条第2項の規定に基づく市への連絡及び報告は、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについて、行うものとする。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業者等は、教育・保育給付認定子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>1 家庭的保育事業者等は、認可基準条例第23条に規定する非常災害対策のほか、施設設備面における安全確保や不審者情報がある場合の連絡体制等、必要な防犯上の対策を講じるものとする。</p> <p>【例】 ・施設設備面の防犯対策／電子施錠、防犯カメラ、防犯ブザー等 ・不審者情報に対する連絡体制／職員間、保護者、警察、市への連絡体制 ・その他必要な防犯上の対策／不審者対策マニュアルの整備、不審者対応訓練の実施、所内の体制整備、関係機関・地域との連携等</p>	<p>1 事故が発生した場合に、速やかに、その者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置が講じられているか。</p> <p>2 医療機関へ受診となった事案等、市への連絡・報告が適正に行われているか。</p> <p>1 事故の状況及び事故に際して採った処置が記録されているか。</p> <p>1 保育の提供により賠償すべき事故が発生する場合に備え、災害共済又は損害賠償責任保険に加入しているか。</p> <p>2 保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに損害賠償が行われているか。</p> <p>1 施設設備面における防犯対策がとられているか。</p> <p>2 不審者情報に対する連絡体制がとられているか。</p> <p>3 その他必要な防犯上の対策を講じているか。</p>	<p>(1)事故が発生した場合に、速やかに、その者の家族等に連絡が行われていない。</p> <p>(2)事故が発生した場合に、速やかに、必要な措置が講じられていない。</p> <p>(1)医療機関へ受診となった事案等、市への連絡・報告が適正に行われていない。</p> <p>(1)事故の状況及び事故に際して採った処置が記録されていない。</p> <p>(1)保育の提供により賠償すべき事故が発生する場合に備え、災害共済又は損害賠償責任保険に加入していない。</p> <p>(2)保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに損害賠償が行われているか。</p> <p>(1)施設設備面における防犯対策が一切とられていない。</p> <p>(1)不審者情報に対する連絡体制がとられていない。</p> <p>(1)その他必要な防犯上の対策を講じられていない。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)認可基準条例第24条第2項 (2)運営基準条例第32条第2項 (3)取扱要綱第11条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第32条第3項</p> <p>(1)運営基準条例第32条第4項 (2)取扱要綱第11条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第12条</p>
12 虐待の禁止と防止	<p>1 家庭的保育事業所等の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><法第33条の10第1項各号に掲げる行為> ・被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ・被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ・被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者等は、当該特定教育・保育又は特定地域型保育を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>本市の保育所において、入所している子どもに、虐待が疑われ、または、認められる場合には、速やかに、都道府県知事、市町村長、福祉事務所、児童相談所等の関係機関に連絡又は通告するとともに、その指示に従って、必要な対応を行うものとする。</p>	<p>1 職員が入所中の児童に対し虐待行為をしていないか。</p> <p>1 子どもの人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制が整備されているか。</p> <p>2 職員に対し研修の実施等の措置が講じられているか。</p> <p>3 利用している子どもに対し、虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>4 虐待が疑われ又は認められる時に、速やかに関係機関への連絡・通告が行われ、必要な対応が図られているか。</p>	<p>(1)職員が入所中の児童に対し虐待行為をしている。</p> <p>(1)子どもの人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制が整備されていない。</p> <p>(1)職員に対し研修の実施等の措置が講じられていない。</p> <p>(1)入所している子どもに対し、虐待の早期発見に努めていない。</p> <p>(1)虐待が疑われ又は認められる時に、速やかに関係機関への連絡・通告が行われ、必要な対応が図られていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)児福法第33条の10第1項 (2)認可基準条例第13条 (3)運営基準条例第25条</p> <p>(1)児福法第33条の12 (2)運営基準条例第3条第4項 (3)取扱要綱第13条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
13 苦情対応等	<p>1 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、その提供した保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業者等は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>6 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>1 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか。</p> <p>1 受け付けた苦情の内容を記録しているか。</p> <p>1 寄せられた苦情に関して市が実施する事業への協力を努めているか。</p> <p>1 市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>1 市の求めに応じて、改善の内容を報告しているか。</p> <p>1 市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>(1)保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置していない。</p> <p>(1)受け付けた苦情の内容を記録していない。</p> <p>(1)寄せられた苦情に関して市が実施する事業への協力を努めていない。</p> <p>(1)市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>(1)市の求めによる改善の内容を報告していない。</p> <p>(1)市からの指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)認可基準条例第22条第1項 (2)運営基準条例第30条第1項 (3)運営基準条例第50条</p> <p>(1)運営基準条例第30条第2項 (2)運営基準条例第50条</p> <p>(1)運営基準条例第30条第3項 (2)運営基準条例第50条</p> <p>(1)運営基準条例第30条第4項 (2)運営基準条例第50条</p> <p>(1)運営基準条例第30条第5項 (2)運営基準条例第50条</p> <p>(1)認可基準条例第22条第2項</p>
14 秘密保持等	<p>1 家庭的保育事業所等の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、小学校、他の特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 職員が、前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 職員が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、情報管理が適正に行われているか。</p> <p>1 職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>1 小学校その他保育所等への情報提供に備え、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ているか。</p>	<p>(1)職員が、前回監査結果通知時から今回監査結果通知時までの間に、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてしまったことがある。</p> <p>(1)職員が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、情報管理が適正に行われていない。</p> <p>(1)職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じていない。</p> <p>(1)小学校その他保育所等への情報提供に備え、あらかじめ文書により当該子どもの保護者の同意を得ていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)認可基準条例第21条第1項</p> <p>(1)運営基準条例第27条第1項 (2)運営基準条例第50条</p> <p>(1)認可基準条例第21条第2項 (2)運営基準条例第27条第2項 (3)運営基準条例第50条</p> <p>(1)運営基準条例第27条第3項 (2)運営基準条例第50条</p>
15 利用者等への情報提供	<p>1 家庭的保育事業者等は、事業所を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に保育所を選択することができるように、当該保育所が提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、当該事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとはならない。</p>	<p>1 事業所を利用しようとする子どもの保護者が、適切に事業所等を選択することができるように、当該保育所が提供する保育の内容に関する情報の提供に努めているか。</p> <p>1 当該事業所について広告する場合に、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>(1)保育の内容に関する情報について、誤ったものとなっている。</p> <p>(2)事業所を利用しようとする子どもの保護者が、適切に事業所等を選択することができるように、当該事業所が提供する保育の内容に関する情報の提供に努めていない。</p> <p>(1)当該事業所について広告する場合に、その内容が虚偽又は誇大なものとなっている。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>A</p>	<p>(1)運営基準条例第28条第1項 (2)運営基準条例第50条</p> <p>(1)運営基準条例第28条第2項 (2)運営基準条例第50条</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
16 業務の質の評価等 17 保育所等との連携 (1)連携施設の確保	<p>1 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ※「定期的に外部の者による評価を受ける」とは、「5年1回、第三者評価を受審する」ことをいう。</p> <p>1 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>② 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業所等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>③ 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第46条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>① 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。</p> <p>② 次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ・家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 ・保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>① 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次に掲げる要件の全てを満たすと市長が認めること。 ・家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 ・代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>② 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p>	<p>1 事業所として、自らその行う業務の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>1 定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めているか。</p> <p>1 家庭的保育事業等において、認可基準条例第8条第1号から第3号に掲げる事項に係る連携施設が確保されているか。</p> <p>1 認可基準条例第8条第1項第1号を適用しないこととする場合に、必要な要件を満たしているか。</p> <p>1 認可基準条例第8条第1項第2号を適用しないこととする場合に、必要な要件を満たしているか。</p>	<p>(1)事業所として、自らその行う業務の評価を行い、改善を図っていない。</p> <p>(1)定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めていない。</p> <p>(1)家庭的保育事業等において、認可基準条例第8条第1号から第3号に掲げる事項に係る連携施設が確保されていない。</p> <p>(1)認可基準条例第8条第1項第1号を適用しないこととする場合に、必要な要件を満たしていない。</p> <p>(1)認可基準条例第8条第1項第2号を適用しないこととする場合に、必要な要件を満たしていない。</p>	<p>A</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)認可基準条例第7条第3項</p> <p>(1)認可基準条例第7条第4項</p> <p>(1)認可基準条例第8条第1項 (2)運営基準条例第42条第1項</p> <p>(1)認可基準条例第8条第2項 (2)運営基準条例第42条第2項</p> <p>(1)認可基準条例第8条第4項 (2)運営基準条例第42条第4項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>① 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <small>小規模保育事業A型事業者等</small></p> <p>② 事業実施場所において代替保育が提供される場合 <small>事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</small></p> <p>6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、法第24条第3項(法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>7 前項(第2号に係る部分に限る)の場合において、家庭的保育事業者等は、法59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>① 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</p> <p>② 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る市の補助を受けているもの</p> <p>6 居宅訪問型保育事業を行う者は、認可基準条例第41条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設の設置者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 認可基準条例第8条第1項第3号の規定を適用しないこととする場合において、必要な要件を満たしているか。</p> <p>1 満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。</p>	<p>(1)認可基準条例第8条第1項第3号の規定を適用しないこととする場合において、必要な要件を満たしていない。</p> <p>(1)満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めていない。</p>	<p>A</p> <p>C</p>	<p>(1)認可基準条例第8条第6項、第7項 (2)運営基準条例第42条第6項、第7項</p> <p>(1)運営基準条例第42条第8項</p> <p>(1)運営基準条例第42条第9項</p> <p>(1)運営基準条例第42条第10項</p> <p>(1)運営基準条例第42条第11項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)連携施設との協力	<p>(連携施設に関する経過措置) 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>10 認可基準条例第8条及び運営基準条例第42条に規定する連携施設の確保に際しては、設置者が同一法人内で確保できる場合を除き、本市が調整の上、設定するものとする。</p> <p>1 連携協力に係る具体的な内容は、家庭的保育事業者等と連携施設が協議の上、決定するものとする。</p> <p>2 家庭的保育事業者等と連携施設の関係について、連携協力の確実な履行を担保するため、協定書等を締結するとともに、連携施設の設定に関して、家庭的保育事業者等、連携施設及び本市は、それぞれ情報を公表するものとする。</p>	<p>1 連携施設の確保に際し、同一法人内で確保できない場合に、本市と調整の上設定しているか。</p> <p>1 連携協力に関する協定書を締結しているか。</p> <p>1 連携施設の設定について、情報を公表しているか。</p>	<p>(1)連携施設の確保に際し、同一法人内で確保できない場合に、本市と調整の上設定していない。</p> <p>(1)連携協力に関する協定書を締結していない。 (2)連携協力に関する協定書のとおり運用していない。</p> <p>(1)連携施設の設定について、情報を公表していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)認可基準条例附則第4項 (1)運営基準条例附則第5項</p> <p>(1)取扱要綱第5条第1項</p> <p>(1)取扱要綱第5条第2項</p> <p>(1)取扱要綱第5条第3項</p>

保育内容編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
1	(平成26年9月5日条例第35号)川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	条例	認可基準条例
2	(平成26年9月5日条例第36号)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例	運営基準条例
3	(平成12年12月21日川市条例第72号)川崎市子どもの権利に関する条例	条例	川崎市子どもの権利に関する条例
4	(平成27年4月1日27川市保第398号)川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱	要綱	取扱要綱
5	(平成27年4月1日川市推第1417号)川崎市保育所児童等の健康管理に関する要綱	要綱	児童等健康管理要綱
6	(平成11年4月1日)川崎市感染症発生動向調査事業実施要領	市要綱等	市感染症調査事業実施要領
7	(令和6年3月)かわさき健康づくり・食育プラン(第3期川崎市健康増進計画・第5期川崎市食育推進計画)	法定計画	川崎市食育推進計画
8	(平成10年10月2日法律第114号)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	法律	感染症予防治
9	(平成12年5月24日法律第82号)児童虐待の防止等に関する法律	法律	児童虐待防止法
10	(令和元年6月26日法律第46号)児童虐待の防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	法律	児童福祉法改正法
11	(平成17年6月17日号外法律第63号)食育基本法	法律	食育基本法
12	(昭和33年4月10日法律第56号)学校保健安全法	法律	学校保健安全法
13	(昭和33年6月10日政令第174号)学校保健安全法施行令	政令	学校保健安全法施行令

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
14	(昭和33年6月13日文部省令第18号)学校保健安全法施行規則	省令
15	(令和2年1月21日厚生労働省告示第10号)食事による栄養摂取量の基準	告示
16	(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)保育所保育指針	告示
17	(平成30年3月30日子保発0330第2号)保育所保育指針の適用に際しての留意事項について	国通知
18	(平成12年4月25日児発第471号)児童福祉行政指導監査の実施について	国通知
19	(令和2年3月31日子発0331第1号)児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	国通知
20	(令和2年3月31日子母発0331第1号)児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	国通知
21	(令和3年4月1日子保発0401第2号)「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について	国通知
22	(平成16年3月29日雇児保発第0329001号)保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について	国通知
23	(平成8年7月25日社援施第117号)社会福祉施設における保存食の保存期間等について	国通知
24	(平成10年2月18日児発第86号)保育所における調理業務の委託について	国通知
25	(令和元年6月27日)幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取り扱いの変更について	国通知

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等		略称
26	(昭和39年8月1日児発第669号)児童福祉施設等における衛生管理の強化について	国通知	児発第669号
27	(平成9年3月31日社援施第65号)社会福祉施設における衛生管理について	国通知	社援施第65号
28	(平成9年6月30日児企第16号)児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	国通知	児企第16号
29	(平成9年1月30日児企第2号)児童福祉施設におけるインフルエンザ様疾患の感染予防等について	国通知	児企第2号
30	(平成11年11月26日児保第34号)保育所等におけるレジオネラ症防止対策について	国通知	児保第34号
31	(平成11年11月26日社援施第47号)社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について	国通知	社援施第47号
32	(平成16年1月20日雇児発第0120001号)児童福祉施設等における衛生管理等について	国通知	雇児発第0120001号
33	(平成17年2月22日雇児発第0222001号)社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	国通知	雇児発第0222001号
34	(平成19年9月20日雇児総発第0920001号)社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について	国通知	雇児総発第0920001号
35	(昭和46年7月31日児発第418号)児童福祉施設における事故防止について	国通知	児発第418号通知
36	(平成13年6月15日雇児総発第402号)児童福祉施設等における児童の安全の確保について	国通知	雇児総発第402号
37	(令和4年12月7日厚生労働省)保育所等における虐待等に関する対応について	国通知等	虐待等に関する対応について

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
38	(令和3年1月20日消費者庁)食品による窒息・誤嚥に注意！一気管支炎や肺炎をおこすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下に食べさせないでー	国通知等
39	(令和元年6月21日)保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項	国通知等
40	(令和4年11月14日厚生労働省)こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について	国通知等
41	(平成28年3月内閣府)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」	国通知等
42	保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)	国通知等
43	(令和7年8月29日改訂)子ども家庭庁)保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	国通知等
44	(2019年改訂版)保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	国通知等
45	(2018年改訂版)保育所における感染症対策ガイドライン	国通知等
46	(令和6年12月改訂)川崎市保育園健康管理マニュアル	市要綱等
47	(令和7年9月)子ども家庭庁)児童福祉施設等における食事の提供ガイド	国通知等
48	(令和8年3月改訂)川崎市子ども未来局保育事業部運営管理課)家庭的保育事業等における給食の提供について	市要綱等
49	(令和5年改訂)保育園給食の手引き	市要綱等

1 保育所保育に関する基本原則	1
(1)人権の尊重	1
(2)保育の計画及び評価	1
ア 全体的な計画の作成	1
イ 指導計画の作成	1
ウ 3歳未満児の個別的な指導計画	2
エ 長時間にわたる保育	2
オ 障害のある子どもの保育	2
カ 指導計画の展開	2
キ 保育の内容の自己評価	2
ク 評価を踏まえた計画の改善	3
(3)保育の状況	3
ア 保育の内容	3
イ 保育の環境(人・物・場)	3
ウ 記録の状況	3
エ 連携保育等の状況	4
(1)連携保育等の実施	4
(2)連携施設等への引き継ぎ	4
(4)子育て支援	4
ア 保護者に対する支援	4
イ 登降園の状況	4
ウ 体罰等によらない子育てに向けた支援	4
(5)保育の質の確保・向上	4
ア 組織的な取り組み	4
イ 施設長の責務	4
2 食事の提供状況	5
(1)食育の推進	5
(2)栄養管理	5
ア 食事計画の作成	5
イ 給与栄養量の設定	5
ウ 献立の作成・内容	6
エ 栄養状態の把握	6

オ 食材の発注等	7
カ 発育状況に応じた配慮	7
キ 食物アレルギー等への対応	7
ク 給食の提供	8
ケ 検食の実施	8
コ 食事指導の実施	9
サ 給食関連帳簿の整備	9
(3)衛生管理	10
ア 検査用保存食の保存	10
イ 検便の実施	10
ウ 調理・調乳従事者等の健康・衛生チェック	10
エ 食材の衛生管理	10
オ 調理設備等の衛生管理	11
(4)調理業務委託	11
3 健康の状況	12
(1)健康の保持・増進	13
(2)児童の健康診断	13
(3)健康状態の把握、疾病・感染症等への対応	13
ア 健康状態の把握	13
イ 感染症への対応	13
ウ 疾病への対応	13
エ 投薬	14
(4)医薬品の確保及び医務室の整備	14
4 事故防止及び安全対策	14
(1)事故防止のための取り組み	14
ア 睡眠中の安全対策	14
イ プール活動・水遊び中の安全対策	14
ウ 誤嚥(食事中)防止の対策	14
エ 誤嚥(玩具等)防止の対策	15
オ 誤食等防止の対策	15
(2)職員事前周知、研修	15
(3)園外保育時の安全確保	15
(4)子どもの人数確認体制の確保	15

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>(1)人権の尊重</p> <p>(2)保育の計画及び評価 ア 全体的な計画の作成</p> <p>イ 指導計画の作成</p>	<p>保育の状況については、「保育所保育指針」を評定の基準とする。 家庭的保育事業所等は、子どもが生産にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、家庭的保育事業所等の保育は、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、「養護」、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、及び「表現」に関する目標を目指して行われるものである。 家庭的保育事業所等は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育の特性や保育士等の専門性を活かして、その援助にあたるものである。</p> <p>1 家庭的保育事業等においては、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重してその運営を行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>3 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な反応、心理的外傷を与える言動等、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>4 児童福祉施設の長は監護、教育及び懲戒に関し必要な措置を取ることができる児童に対し、体罰を加えることはできない。</p> <p>1 家庭的保育事業所等は保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、家庭的保育事業所等の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。また、全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>1 指導計画の作成にあたっては、全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した週、又は日などの短期的な指導計画を作成して、具体的な保育が適切に展開されるようにすること。</p>	<p>1 子どもの人格を尊重して運営を行っているか。</p> <p>2 子どもの意見や思いを表明する機会や、受け止める仕組みがあるか。</p> <p>3 研修や会議などで人権について考える機会を持っているか。</p> <p>1 子どもに対し差別的取扱いをしていないか。</p> <p>1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>1 入所児童に対し、体罰及び児童の体に何らかの苦痛、又は不快感をもたらす行為(罰)を加えていないか。</p> <p>1 全体的な計画を作成しているか。</p> <p>2 全体的な計画を子どもの発達過程を踏まえ、事業所の生活全体を通して、総合的に作成しているか。</p> <p>3 全体的な計画を養護と教育の視点を持って作成しているか。</p> <p>1 全体的な計画を具体化した指導計画を作成しているか。</p> <p>2 長期的な指導計画があるか。</p> <p>3 短期的な指導計画があるか。</p>	<p>(1)子どもの人格を尊重して運営を行っていない。</p> <p>(1)子どもの意見や思いを表明する機会や、受け止める仕組みがない。</p> <p>(1)研修や会議などで人権について考える機会を持っていない。</p> <p>(1)子どもに対し差別的取扱いをしている。</p> <p>(1)子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。</p> <p>(1)入所児童に対し、体罰及び児童の体に何らかの苦痛、又は不快感をもたらす行為(罰)を加えている。</p> <p>(1)全体的な計画を作成していない。</p> <p>(1)全体的な計画の内容が不十分である。</p> <p>(1)養護と教育の視点を持って作成していない。</p> <p>(1)全体的な計画を具体化した指導計画を作成していない。</p> <p>(1)長期的な指導計画を作成していない。 (2)長期的な指導計画の作成が不十分である。</p> <p>(1)短期的な指導計画を作成していない。 (2)短期的な指導計画の作成が不十分である。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)保育所保育指針第1章1,2,4 (2)認可基準条例第28条,第34条,第36条,第40条,第50条,第52条</p> <p>(1)認可基準条例第7条 (2)保育所保育指針第1章1 (3)虐待等に関する対応について (4)虐待等の防止、対応等ガイドライン</p> <p>(1)保育所保育指針第1章1 (2)川崎市子どもの権利に関する条例 (3)虐待等の防止、対応等ガイドライン</p> <p>(1)認可基準条例第12条 (2)虐待等の防止、対応等ガイドライン</p> <p>(1)認可基準条例第13条 (2)児童虐待防止法第3条 (3)虐待等の防止、対応等ガイドライン</p> <p>(1)児童福祉法等改正法 (2)虐待等の防止、対応等ガイドライン</p> <p>(1)認可基準条例第20条 (2)保育所保育指針第1章3 (3)自己評価ガイドライン</p> <p>(1)保育所保育指針第1章3 (2)自己評価ガイドライン</p> <p>(1)認可基準条例第20条 (2)保育所保育指針第1章3 (3)自己評価ガイドライン</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
ウ 3歳未満児の個別的な指導計画	<p>2 指導計画の作成にあたっては、家庭的事業所等の生活における子どもの発達過程を見直し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定することに留意しなければならない。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。本市では、異年齢間での合同保育を行う場合は、長期的な指導計画と同様に、異年齢間合同の指導計画を作成し、ねらい及び配慮を年齢ごとに設定することが望ましいと考えている。</p> <p>1 3歳未満児については、一人ひとりの子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成する。指導計画の作成にあたっては月ごとに個別的な指導計画を立てることを基本としつつ、子どもの状況や季節の変化などにより、ある程度見直しに幅を持たせ、子どもの実態に即した保育ができるようにする。</p>	<p>1 発達過程に応じた保育を考慮して指導計画を作成しているか。</p> <p>2 ICTソフト等を利用する場合を含め、指導計画については、内容が適切であるとともに園児の生活する姿や発想を大切に作成しているか。</p> <p>1 3歳未満児について、個別的な計画があるか。</p>	<p>(1)発達過程に応じた保育を考慮して指導計画を作成していない。</p> <p>(1)指導計画について、園児の生活する姿や発想を大切に作成していない。</p> <p>(1)3歳未満児について、個別的な計画がない。 (2)個別的な指導計画が一部作成されていない。</p>	A B A B	(1)保育所保育指針第1章3
エ 長時間にわたる保育	<p>1 長時間にわたる保育については、指導計画の作成にあたり、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。</p>	<p>1 指導計画の作成にあたり、長時間にわたる保育を考慮しているか。</p>	<p>(1)指導計画の作成にあたり、長時間にわたる保育を考慮していない。</p>	B	(1)保育所保育指針第1章3
オ 障害のある子どもの保育	<p>障害のある子ども等、集団の中で個別の配慮、又は支援が必要な児童については、個別の支援計画を作成すること。その支援計画の作成にあたっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>1 障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけ、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p> <p>2 特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画を作成する際には、日常の様子を踏まえて、その子どもにとって課題となっていることが生じやすい場面や状況、その理由などを適切に分析する。</p> <p>3 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、障害や発達上の課題のある子どもや保護者が地域で安心して生活ができるよう支援すること。また、専門機関との連携を図り、就学する際には就学に向けた支援の資料を作成するなど、家庭的事業所等や関係機関で行われてきた支援が就学以降も継続していくよう留意する。</p>	<p>1 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を十分把握して指導計画の中に位置づけ、個別の支援計画を作成するなど、適切な支援に努めているか。</p> <p>1 特別な配慮を必要とする子どもの保育について、その子どもにとって課題となっていることが生じやすい場面や状況、その理由などを適切に分析し個別の支援計画を作成しているか。</p> <p>1 障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関と連携し、適切に対応しているか。</p>	<p>(1)障害のある子どもの保育について、指導計画の中に位置づけ、個別の支援計画を作成するなど、適切な支援に努めていない。</p> <p>(1)特別な配慮を必要とする子どもの保育について、その子どもの状況などを適切に分析した個別の支援計画が作成されていない。</p> <p>(1)障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。</p>	B B B	(1)保育所保育指針第1章3
カ 指導計画の展開	<p>指導計画に基づく保育の実施にあたっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>1 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>2 子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう、また、情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>3 子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p>	<p>1 職員による適切な役割分担と協力体制を整えているか。</p> <p>1 指導計画に基づき、保育士等の多様な関わりや豊かな体験が得られるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>1 保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。</p>	<p>(1)職員による役割分担と協力体制を整えていない。</p> <p>(1)指導計画に基づく必要な援助を行っていない。</p> <p>(1)保育の過程の記録、指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善を行っていない。 (2)保育の過程の記録、指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。</p>	A A A B	(1)保育所保育指針第1章3
キ 保育の内容の自己評価	<p>1 保育士等は、保育の計画や記録を通して保育実践を振り返り、自己評価を通して専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p>	<p>1 保育士等は自己評価を通して専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。</p>	<p>(1)保育士等の自己評価を通して専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。</p>	A	(1)保育所保育指針第1章3 (2)保育所保育指針第5章1 (3)虐待等の防止、対応等ガイドライン (4)自己評価ガイドライン

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
ク 評価を踏まえた計画の改善	<p>1 家庭の保育事業所等は、評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善をはかること。</p> <p>2 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むこと。</p>	<p>1 保育士等や保育所の自己評価を踏まえ、それぞれが改善すべき点を具体的に把握し、計画と保育実践に反映しているか。</p> <p>1 職員会議、ケース検討会議等を通じ、専門性の向上及び保育内容に関する認識を深めているか。</p>	<p>(1) 保育士等や保育所の自己評価を踏まえ、それぞれが改善すべき点を具体的に把握していない、又は計画と保育実践に反映していない。</p> <p>(1)職員会議、ケース検討会議等を通じ、専門性の向上及び保育内容に関する認識を深めていない。</p>	B	(1)保育所保育指針第1章3 (2)虐待等の防止、対応等ガイドライン2 (3)自己評価ガイドライン
(3)保育の状況 ア 保育の内容	<p>1 保育の内容の「ねらい」は、「保育の目標」をより具体的ににしたものであり、子どもが家庭的保育事業所等において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの生活する姿から捉えたものである。保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である。保育所保育指針では「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。</p>	<p>1 保育の内容は養護と教育を一体的に行うなど適切に実施されているか。</p>	<p>(1)養護と教育が一体的に行われる保育内容となっていない。</p>	A	(1)認可基準条例第28条 (2)保育所保育指針第2章前文 (3)虐待等の防止、対応等ガイドライン
イ 保育の環境(人・物・場)	<p>1 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、自然や社会事象などがある。</p> <p>(参考)保育所保育指針第1章(4)「保育の環境」解説 保育士等は、子どもが環境との相互作用を通して成長・発達していくことを理解し、豊かで応答性のある環境にしていくことが重要である。ここでいう豊かで応答性のある環境とは、子どもからの働きかけに応じて変化したり、周囲の状況によって様々に変わっていきたりする環境のことである。</p>	<p>1 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう、保育士の声のかけ方、遊びを選択できる玩具の設定、音環境への配慮等、保育環境を適切に整備しているか。</p> <p>2 子どもの人権に配慮された言葉がけ、働きかけがされているか。</p>	<p>(1)保育環境を適切に整備していない。</p> <p>(2)保育環境の整備が不十分である。</p> <p>(1)子どもの人権に配慮された言葉がけ、働きかけがされていない。</p> <p>(2)子どもの人権に配慮された言葉がけ、働きかけが不十分である。</p>	A B	(1)川崎市子どもの権利に関する条例 (2)保育所保育指針第1章1
ウ 記録の状況	<p>1 児童福祉施設には入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。</p> <p>2 保育日誌は、保育の状況(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録であり、保育の進め方を正しく把握し、保育士の反省の資料として次の保育の手がかりとする重要な記録簿である。なお、合同保育を行っている場合には合同保育の記録を残すことが望ましい。</p> <p>3 児童票には個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p> <p>4 入所している者の処遇の状況を明らかにする書類として、次に掲げる児童票に関する書類を整備しておくなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童票 ・ 健康記録票 ・ 面接による生活記録 ・ 入園前健康診断記録票 ・ 発達個人票(身体測定の記録) ・ 乳児・幼児健康診断記録表 ・ 観察・個人記録 等 	<p>1 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>1 保育日誌を作成しているか。</p> <p>1 児童票を作成しているか。</p> <p>1 児童票に関する書類を整備しているか。</p>	<p>(1)児童出欠簿を作成していない。</p> <p>(2)児童出欠簿の記録内容が不適正である。</p> <p>(1)保育日誌を作成していない。</p> <p>(2)保育日誌の記録内容が不十分である。</p> <p>(1)児童票を作成していない。</p> <p>(2)児童票の記録内容が不十分である。</p> <p>(1)児童票に関する書類が整備されていない。</p>	A B A B A B	(1)認可基準条例第20条 (1)認可基準条例第20条 (2)保育所保育指針第1章3 (1)認可基準条例第20条

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
エ 連携保育等の状況 (7)連携保育等の実施	<p>1 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児に対する保育が適かつ確実に行われるよう、設備運営基準条例及び連携施設との協定書等に基づき次のような取組(連携保育等)を実施する必要がある。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p>	<p>1 連携保育等を適正に行っているか。</p> <p>2 連携保育等の内容は適正か。</p> <p>3 連携保育等を行う児童は月齢5か月以上か。</p> <p>4 連携保育等に際し給食を実施しているか。</p> <p>5 その他、連携施設との協定書と実態とに差異はないか。</p>	<p>(1)正当な理由なく連携保育等を全く行っていない。</p> <p>(1)正当な理由なく連携保育等の実施が不十分である。</p> <p>(1)連携保育を行う児童の月齢が5か月以下、又は連携施設の受け入れ可能年齢以下である。</p> <p>(1)正当な理由なく交流保育で給食を実施していない。</p> <p>(2)正当な理由なく代替保育で給食を実施していない。</p> <p>(1)その他、連携施設との協定書への記載事項と実態に差異がある。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第8条 (2)各事業者と連携施設との協定書</p>
(4)連携施設等への引き継ぎ	<p>1 卒園・卒室に際しては、連携施設等での教育・保育に円滑な接続に資するよう、子どもの育ちを支えるための資料(認可で言う保育所児童保育要録)等が家庭的保育事業所等から連携施設等へ送付する等、密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 保育の記録や自己評価に基づいて資料等が作成されているか。</p> <p>2 子どもの卒園に際し、必要に応じて子どもの育ちを支える資料等が作成され、連携施設への送付や引継ぎがされているか。</p>	<p>(1)連携施設への引継ぎ資料等の作成が不十分である。</p> <p>(1)連携施設への引継ぎ資料等の送付や引継ぎがされていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>	<p>(1)認可基準条例第8条 (2)各事業者と連携施設との協定書</p>
(4)子育て支援 ア 保護者に対する支援	<p>1 常に保育する乳幼児の保護者と緊密な連絡を保ち、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>上記のほか、全体での連携を図るため、懇談会の開催やアンケート調査の実施等も、必要に応じて行うものとする。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園時には、保育方針、保育時間、休所等の園の運営内容を入園のしおり等の文書をもって保護者に周知徹底し、理解を得る。 ・ 保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡帳や通信、保育参観、個人面談など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解を図るよう努める。 	<p>1 保護者との連携は十分か。</p>	<p>(1)保護者との連携ができていない。</p> <p>(2)保護者との連携が不十分である。</p> <p>(3)保護者の連絡先の把握が不十分である。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)取扱要綱第14条 (2)保育所保育指針第4章2</p>
イ 登降園の状況	<p>1 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外のものが迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p>	<p>1 児童の登降園は保護者等が行っているか。</p>	<p>(1)児童の登降園を責任ある者以外の者が行っている。</p> <p>(2)その他不適切な事項がある。</p>	<p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)雇児総発第402号</p>
ウ 体罰等によらない子育てに向けた支援	<p>1 いかなる理由であれ、子どもへの体罰は法律で禁止されていることを保護者に周知するとともに、保護者が孤立せず子育てしやすくするための支援を行うこと。</p>	<p>1 体罰禁止に関する考え方等の普及に努め、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援を行っているか。</p>	<p>(1)普及に努めていない、又は適切な支援を行っていない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)児童福祉法改正法 (2)保育所保育指針第4章2</p>
(5)保育の質の確保・向上 ア 組織的な取組み	<p>1 保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直しに取り組むとともに、各職員が保育の基本となる視点や発達評価等の知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。</p>	<p>1 保育検討の機会の確保や園内研修の実施等を通じ、保育の質の向上に向けた課題に組織的に取り組んでいるか。</p>	<p>(1)保育の質の向上に向けた課題に組織的に取り組んでいない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)保育所保育指針第5章1 (2)虐待等の防止、対応等ガイドライン</p>
イ 施設長の責務	<p>1 保育理念の明確化や園全体での共有を図り、職員間の対話が促される環境を構築するよう努めなければならない。</p>	<p>1 施設長は、自らも含めた職員間の対話を通じ、資質の向上が促される職場づくりに努めているか。</p>	<p>(1)施設長は、自らも含めた職員間の対話を通じ、資質の向上が促される職場づくりに努めていない。</p>	<p>B</p>	<p>(1)保育所保育指針第5章2 (2)虐待等の防止、対応等ガイドライン</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>2 食事の提供状況</p> <p>(1) 食事の推進</p> <p>(2) 栄養管理</p> <p>ア 食事計画の作成</p> <p>イ 給与栄養量の設定</p>	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p> <p>食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、健康状態・栄養状況に適していること、摂食機能に適していること、食物の認知・受容、嗜好に配慮していること等が求められる。より良い状態を目指して、子どもの特性を把握し、実施状況进行评估し、一連の業務内容の改善に努めることが望ましい。そのためには、以下のような手順を進めること。</p> <p>(1) 子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について実態を把握(アセスメントの実施)し、その結果を分析、判定して栄養管理の目標を明確にする。目標を実現するため、提供する食事の量と質についての計画(食事計画)を立てる。</p> <p>(2) 食事計画に沿って、提供する食事についての具体的な計画を立て(献立作成)、調理時の品質管理を行う。</p> <p>(3) 適切に計画が進行しているか途中の経過を観察し(モニタリング)、計画どおりに調理及び食事の提供が行われたか評価を行い、適切に進んでいなかったら計画を修正する。一定期間ごとに、摂取量調査や子どもの発育・発達状況について、再度把握し、一定の期間で実施し得られた(変化した)結果を目標と照らし合わせて確認する。(評価)</p> <p>(4) 評価結果に基づき、食事計画を見直すとともに、献立作成など一連の業務内容の改善を行う。</p> <p>1 子どもの性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。</p>	<p>1 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けているか。</p> <p>2 食育の実践記録を作成し、次の食育の資料とするため、評価・改善するように努めているか。</p> <p>3 子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮し、適切な方法で提供しているか。</p> <p>1 子どもの身体測定等から個々の成長を確認し、園の給与栄養目標量を算出し、食事摂取基準を活用した献立を立てているか。</p> <p>1 給与栄養量の目標を設定しているか。(栄養量の目標は年齢で区分されているか。)</p> <p>2 栄養状態の評価(児童の発育状況の評価)を行い、給与栄養量の見直しをしているか。</p>	<p>(1) 食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けていない。</p> <p>(1) 食育の実践記録を作成し、評価・改善するよう努めていない。</p> <p>(1) 子どもの状態に応じて、摂取方法や摂取量などを考慮していない、又は適切な方法で提供していない。</p> <p>1 子どもの身体測定等から個々の成長を確認し、園の給与栄養目標量を算出し、食事摂取基準を活用した献立を立てていない。</p> <p>(1) 給与栄養量の目標を設定していない。</p> <p>(2) 給与栄養量の目標設定が不十分である。</p> <p>(3) 給与栄養目標量が不適切である。</p> <p>(1) 栄養状態の評価(児童の発育状況の評価)をしていない。</p> <p>(2) 栄養状態の評価(児童の発育状況の評価)が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>(1) 川崎市食育推進計画</p> <p>(2) 食育基本法</p> <p>(3) 保育所保育指針第3章2</p> <p>(4) 子母発0331第1号1-(2)</p> <p>(5) 雇児保発第0329001号第1章2-(2)、第4章</p> <p>(6) 食事の提供ガイド第1章、第2章</p> <p>(7) 給食の提供について1</p> <p>(8) 給食の手引き1</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章2</p> <p>(2) 雇児保発第0329001号第6章</p> <p>(3) 食事の提供ガイド第2章</p> <p>(1) 食事摂取基準</p> <p>(2) 子発0331第1号1-(3)、(4)、2-(2)、(3)</p> <p>(3) 子母発0331第1号1-(4)</p> <p>(4) 食事の提供ガイド第2章</p> <p>(5) 給食の提供について2</p> <p>(6) 給食の手引き2</p> <p>(1) 食事摂取基準</p> <p>(2) 雇児保発第0329001号第5章4-(1)</p> <p>(3) 子発0331第1号1-(1)、(2)</p> <p>(4) 子母発0331第1号2-(1)</p> <p>(5) 食事の提供ガイド第2章</p> <p>(6) 給食の提供について2</p> <p>(7) 給食の手引き2</p> <p>(1) 子発0331第1号2-(1)、(2)</p> <p>(2) 雇児保発第0329001号第5章4-(1)</p> <p>(3) 食事の提供ガイド第2章</p> <p>(4) 給食の提供について2</p> <p>(5) 給食の手引き2</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
ウ 献立の作成・内容	<p>1 献立については、あらかじめ必要な栄養量や児童の発育状況に応じた食品・調理方法を考慮したものを作成するものとする。 献立作成にあたり、必要に応じて本市から前月初めに送付される市立保育園で使用する統一献立等も参考にするものとする。</p> <p>2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。また、献立に基づき食事の提供を行う。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は可能な限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。</p> <p>4 献立作成、調理、盛り付け・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に事業所長を含む関係職員による状況の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。</p>	<p>1 献立を適正に作成しているか。</p> <p>1 献立に責任者の関与があるか。(献立表に事業所長等の決裁を受けているか。)</p> <p>1 必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供しているか。</p> <p>2 季節感や嗜好を考慮し、変化に富んだ献立を作成し、給食を提供しているか。</p> <p>3 献立の内容を、献立表の配布等により事前に利用者へ周知しているか。</p> <p>4 食事内容をサンプル掲示等により利用者へ周知しているか。</p> <p>1 施設長を含む関係職員による給食会議等を定期的に行い、食事・食育に関する情報を職員間で共有、評価しているか。</p>	<p>(1)献立を適正に作成していない。 (2)理由なく献立を変更している、又は内容が不適切である。</p> <p>(1)献立に責任者の関与がない。</p> <p>(1)必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供していない。 (2)エネルギーが目標量を下回る状況が継続している。 (3)食塩相当量を除くその他栄養素が目標量を下回る状況が継続している。 (4)食塩相当量が目標量を大幅に上回る状況が継続しているが、目標量を下回るよう努めていない。</p> <p>(1)季節感や嗜好を考慮し、変化に富んだ献立を作成し、給食を提供していない。</p> <p>(1)献立の内容を献立表の配布等により事前に利用者へ周知していない。</p> <p>(1)食事内容をサンプル掲示等により利用者へ周知していない。</p> <p>(1)施設長を含む関係職員による給食会議等を定期的に行い、食事・食育に関する情報を職員間で共有、評価していない。</p> <p>(1)摂取量、残食量等の把握のための調査を行い、結果を給食に反映していない。</p>	<p>A B</p> <p>B</p> <p>A A B B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>(1)認可基準条例第16条 (2)食事摂取基準 (3)子発0331第1号1-(3) (4)子母発0331第1号2-(6) (5)雇児保発第0329001号第5章4,7-(1) (6)食事の提供ガイド第2章 (7)給食の提供について2 (8)給食の手引き2-(5)</p> <p>(1)子発0331第1号1-(4) (2)子母発0331第1号3-(2) (3)食事の提供ガイド第2章 (4)給食の提供について2 (5)給食の手引き2</p> <p>(1)認可基準条例第16条 (2)子発0331第1号1-(2) (3)子母発0331第1号2-(6) (4)食事の提供ガイド第2章 (5)給食の提供について2 (6)給食の手引き2</p> <p>(1)認可基準条例第16条 (2)雇児保発第0329001号第5章4-(3),(7) (3)食事の提供ガイド「参照」</p> <p>(1)認可基準条例第16条 (2)子母発0331第1号2-(6) (3)食事の提供ガイド第2章 (4)給食の提供について1,2 (5)給食の手引き2</p> <p>(1)雇児保発第0329001号第5章9 (2)子発0331第1号1-(4) (3)食事の提供ガイド第2章 (4)給食の提供について (5)給食の手引き1-(4)</p> <p>(1)子発0331第1号1-(4) (2)食事の提供ガイド第2章 (3)給食の提供について1 (4)給食の手引き1-(4)</p> <p>(1)子発0331第1号1-(4) (2)子母発0331第1号3-(2) (3)食事の提供ガイド第2章 (4)給食の提供について2 (5)給食の手引き2</p> <p>(1)食事摂取基準 (2)子母発0331第1号3-(1) (3)雇児保発第0329001号第5章3,7,9,10 (4)食事の提供ガイド第2章 (5)給食の提供について2 (6)給食の手引き1,2</p>
エ 栄養状態の把握	<p>1 栄養状態や摂取量、残食量等の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、その後の食事計画の改善に努めるものとする。</p>	<p>1 摂取量、残食量等の把握のための調査を行い、結果を給食に反映しているか。</p>	<p>(1)摂取量、残食量等の把握のための調査を行い、結果を給食に反映していない。</p>	<p>A</p>	<p>(1)食事摂取基準 (2)子母発0331第1号3-(1) (3)雇児保発第0329001号第5章3,7,9,10 (4)食事の提供ガイド第2章 (5)給食の提供について2 (6)給食の手引き1,2</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
オ 食材の発注等	<p>1 給食用の食材については、作成された献立に基づき、適正な分量を発注する必要がある。</p> <p>2 給食用の食材の分量、種類等を変更する場合は、再度栄養価計算等を行い、十分な栄養価を有しているかを確認した上で給食を提供する必要がある。</p> <p>【家庭的保育事業・小規模保育事業C型】 家庭的保育事業及び小規模保育事業C型にあつては、本市の統一献立を使用するものとし、献立の変更を行った場合は栄養価計算に代えて変更の記録を残すものとする。</p>	<p>1 必要な栄養量が確保できる献立に対し、食材の分量又は種類を適正に発注しているか。</p> <p>1 栄養価の再計算等を行うことなく、食材の分量、又は種類を変更していないか。</p>	<p>(1)必要な栄養量が確保できるよう、食材の分量、又は種類を適正に発注していない。</p> <p>(1)家庭的保育事業所及び小規模保育事業所C型を除き、栄養価の再計算を行うことなく食材の分量、又は種類を変更している。 (2)家庭的保育事業所及び小規模保育事業所C型において、食材変更等の記録を行うことなく食材の分量、又は種類を変更している。</p>	B B B	<p>(1)子母発0331第1号2.3-(1) (2)食事の提供ガイド第2章 (3)給食の提供について2 (4)給食の手引き2</p> <p>(1)子母発0331第1号2.3-(1) (2)給食の手引き2</p> <p>(1)給食の提供について2</p>
カ 発育状況に応じた配慮	<p>1 授乳期・離乳期の食事は、調乳・離乳食の時期に応じた進め方を目安とする。</p> <p>2 3歳未満児にあつては、食品の種類・調理方法において、児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。</p>	<p>1 離乳期については、個別の離乳計画を作成し、計画に基づき適切に提供しているか。</p> <p>1 3歳未満児の食事の提供に配慮しているか。 2 主食及び副食を適正に提供しているか。 3 未摂取の食材の有無を確認しているか。</p>	<p>(1)個別の離乳計画を作成していない。 (2)離乳食を離乳計画に基づき提供していない、又は不適切な提供が多発している。</p> <p>(1)3歳未満児の食事の提供に配慮していない。 (1)主食及び副食の提供が不適正である。 (2)主食及び副食の内容が不十分である</p> <p>(1)未摂取の食材の有無を確認していない。</p>	B B B A B B	<p>(1)取扱要綱第8条2項 (2)食事摂取基準 (3)雇児保発第0329001号第4章3、第5章2 (4)保育所保育指針3章2 (5)食事の提供ガイド第2章 (6)給食の提供について2 (7)給食の手引き3</p>
キ 食物アレルギー等への対応	<p>1 児童の健康状況等に応じて、アレルギー食、配慮食等の対応をできる限り行うものとする。</p> <p>2 本市の家庭的保育事業所等にあつては、除去食は、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会(以下、健康管理委員会という)で必要性を審議し、承認を得た後実施するものとする。 健康管理委員会とは 保育所、認定こども園、又は家庭的保育事業所等を利用し、又は利用することが予定されている保育を必要とする乳児、又は幼児の健康管理に関して調査審議することを目的とし、医師、学識経験者及び市職員によって構成されている。 本市の認可家庭的保育事業所等において除去食及び投薬等を実施しようとする場合は、原則として事前に健康管理委員会の承認を得なければならない。 除去食の実施にあつては、除去開始時の他に、定期的に除去継続の申請を健康管理委員会へ提出しなければならない。この他、除去内容の変更、又は除去の解除があつた場合も健康管理委員会に申請を提出しなければならない。</p>	<p>1 食物アレルギー児等に対し、除去食の提供を行っているか。</p> <p>1 除去食の実施にあつては、健康管理委員会の承認を得ているか。 2 除去食の変更・継続・解除を適切に管理し、健康管理委員会に諮っているか。</p>	<p>(1)食物アレルギー児等に対し、除去食の提供を行っていない。</p> <p>(1)除去食を、健康管理委員会の承認を得ずに実施している。 (1)除去食の変更・継続・解除について適切に管理しておらず、健康管理委員会に諮っていない。 (2)除去食に関する書類の保管、管理が不十分である。</p>	A A B B	<p>(1)取扱要綱第8条2項 (2)子母発0425第2号3-(1) (3)雇児保発第0329001号第6章2 (4)保育所保育指針3章2 (5)健康管理マニュアル16 (6)食事の提供ガイド第2章 (7)給食の提供について4 (8)給食の手引き4</p> <p>(1)取扱要綱第8条3項 (2)健康管理マニュアル16 (3)給食の提供について4 (4)給食の手引き4</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
ク 給食の提供	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>2 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 搬入施設は、次のいずれかの施設であること。 ・連携施設 ・当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(2) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(4) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。</p> <p>(5) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができること。</p> <p>(6) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。</p>	<p>1 事業所内及び当該調理設備及び調理室を兼ねている他の社会福祉施設等以外から提供されていないか。</p> <p>1 搬入する方法により行う要件を満たした家庭的保育事業者等における食事の提供について、搬入方法は適切であるか。</p> <p>1 搬入施設が条例に規定する施設であるか。</p> <p>1 家庭的保育事業者等の管理者は、給食提供に必要な衛生面、栄養面等に関する管理を行っているか。</p> <p>1 家庭的保育事業者等の管理者が、受託者による給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できるよう体制を整えているか。</p> <p>1 調理業務の受託者が衛生面、栄養面の観点から調理業務を適切に遂行しているか。</p> <p>1 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に応じているか。</p> <p>1 利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しているか。</p>	<p>(1)事業所内において調理されていない。</p> <p>(1)搬入方法等が著しく不適切である。</p> <p>(1)搬入施設が条例に規定する施設でない。</p> <p>(1)家庭的保育事業者等の管理者が給食提供に全く関与していない。</p> <p>(1)家庭的保育事業者等が調理業務受託者の家庭的保育事業等における給食の提供についての状況を把握していない。</p> <p>(2)調理受託者から献立等について指導できる体制が整うよう努めていない。</p> <p>(1)調理業務の委託者が調理業務を適切に遂行していない。</p> <p>(1)食事提供に関する配慮を行っていない。</p> <p>(1)食育に関する計画に基づき食事を提供していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第16条,17条 (2)給食の提供について (3)給食の手引き7</p> <p>(1)認可基準条例第17条 (2)給食の提供について</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
	<p>3 給食の外部搬入を実施する場合は、以下の事項に留意し、適切な実施に努めること。</p> <p>(1)搬入施設が同一法人でない場合は、業務分担及び経費負担を明確にした契約書を作成し取り交わすこと。</p> <p>(2)調理終了後30分以内に提供すること。また、提供までに30分以上を要する場合は、調理終了後の食品中心温度が10℃以下又は65℃以上で搬送できるよう管理すること。</p> <p>(3)各食品の調理終了時刻、搬送時刻(搬出及び搬入時刻)、喫食開始時刻を記録すること。また、調理終了後2時間以内に喫食を完了させること。</p> <p>(4)毎月、利用乳児の発達段階を踏まえ、離乳食の段階を確認すること。</p> <p>(5)毎月、翌月の献立を踏まえ、除去する献立を確認すること。</p> <p>(6)離乳食及び除去食の提供に際しては、事前に家庭的保育事業所等(管理者)と搬入施設(栄養士等)との間で綿密な打ち合わせを行い実施すること。特に、除去食については誤飲、誤食が無いよう十分注意すること。</p> <p>(7)離乳食及び除去食については、搬入用容器に離乳食の段階及び除去食品を明示すること。</p> <p>(8)その他、事業所内において調理する場合と同様な水準で実施すること。また、保育課及び所轄の保健所等の指導に従うこと。</p>	<p>1 調理業務の受託者から搬入された給食は、速やかに提供され、衛生的に管理されているか。</p>	<p>(1)搬出入時の時間、温度管理を行っていない。</p> <p>(2)搬出入時の時間、温度管理について、記録していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)認可基準条例第16条,17条</p> <p>(1)社援施第65条別添Ⅱ4(3)</p> <p>(2)給食の提供について</p> <p>(3)給食の手引き2</p>
ケ 検食の実施	<p>1 給食等の提供にあたっては、必ず、事前に検食を実施するものとする。離乳食については、乳児食及び幼児食と別の材料から調理しているものは別途検食を行うこと。また、同じ材料で調理方法が異なる場合でも形態や大きさについて確認するよう務めること。</p>	<p>1 子どもに提供する全ての給食について、事前に検食を実施しているか。</p> <p>2 検食簿を整備し、検食の状況、検食者名及び検食時間帯を記録しているか。</p>	<p>(1)子どもに提供する全ての給食について、提供前の検食を全く実施していない。</p> <p>(2)一部の給食について、子どもへの提供前に検食を実施していない。</p> <p>(3)調理を伴わない給食について、提供前の検食又は検食を行っていない。</p> <p>(1)検食簿を整備し、検食の状況、検食者名及び検食時間帯を記録していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>	<p>(1)取扱要綱第8条5項</p> <p>(2)雇児保発第0329001号第5章8</p> <p>(3)事故防止等ガイドライン</p> <p>(4)給食の提供について2</p> <p>(5)給食の手引き2</p> <p>(1)給食の提供について2</p> <p>(2)給食の手引き1,2</p>
コ 食事指導の実施	<p>1 保育士は、子どもと一緒に食事を摂る等、子どもが食事を摂ることを援助する。</p> <p>2 栄養士・調理員などの食事をつくることに関わる人も、子どもと一緒に食事をし、「食べ物の話題をする」ことができるよう配慮する。この場面を通じて、子どもの喫食状況を把握し、食事の内容の充実に努めるものとする。</p>	<p>1 保育士等による食事指導を実施しているか。</p> <p>1 栄養士・調理員などが、子どもの喫食状況を把握し、食事内容の充実に努めているか。</p>	<p>(1)家庭的保育事業及び小規模保育事業C型において食事指導を全く行っていない。</p> <p>(2)家庭的保育事業及び小規模保育事業C型を除き、指導食を実施していない。</p> <p>(1)栄養士・調理員などが、子どもの喫食状況の把握に努めていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>	<p>(1)雇児保発第0329001号第5章7-(5)</p> <p>(2)給食の提供について2</p> <p>(3)給食の手引き1,2</p> <p>(1)子発0331第1号1-(3)</p> <p>(2)雇児保発第0329001号第5章7-(6),9</p> <p>(3)給食の提供について2</p> <p>(4)給食の手引き1,2</p>
サ 給食関連帳簿の整備	<p>1 給食日誌、受払簿等の給食に関する記録簿を整備し、適正に記録することにより、給食の評価・改善を行う。</p> <p>本市の指導監査においては、給食日誌及び受払簿とは、次のような書類をいう。給食日誌とは、献立や食材の変更状況、子どもの喫食状況、特別な配慮を必要とする食事提供(除去食・配慮食等)の状況等を記録するものである。</p> <p>受払簿とは短期期間で消費できない食材に対し、受払管理を的確に行うために、日々の使用量および残高を明確にするものである。</p>	<p>1 給食に関する帳簿類を整備し、適正に記録・保管しているか。</p> <p>* 給食に関する帳簿類の例 給食日誌、受払簿、発注書、納品書</p>	<p>(1)給食に関する帳簿類を整備していない。</p> <p>(2)給食に関する帳簿類を一部整備していない。</p>	<p>B</p> <p>C</p>	<p>(1)社援施第65号別添別紙</p> <p>(2)給食の提供について2</p> <p>(3)給食の手引き1</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)衛生管理 ア 検査用保存食の保存	<p>1 食中毒は未然に防止することが大前提だが、万一、食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する必要がある。</p> <p>【家庭的保育事業・小規模保育事業C型】 検査用保存食は、事業所で提供する全ての調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール等)に密封して入れ、冷凍された状態で5日間以上保存する。</p> <p>【小規模保育事業A型・B型及び事業所内保育事業】 検査用保存食は、事業所で提供する全ての食品(既製品を含む)について、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存する。</p>	<p>1 検査用保存食を適切に保存しているか。</p>	<p>(1)検査用保存食を適切に保存していない。 (2)検査用保存食の保管期間が不適切である。 (3)検査用保存食の保管状況が不適切である。</p>	<p>A B B</p>	<p>(1)社援施第117号通知 (2)児企第16号 (3)社援施第65号別添Ⅱ5-(3) (4)給食の提供について5 (5)給食の手引き8</p>
イ 検便の実施	<p>1 調理・調乳等に従事する職員については、毎月、事前に検便を行い、異常がないかの確認を行うものとする。調理・調乳を行う職員以外の職員についても、年1回の検査を行うことが望ましい。検便の検査項目については次のとおり。</p> <p>・赤痢菌 ・サルモネラ菌 ・腸管出血性大腸菌 ・必要に応じ10月から3月にはノロウイルスの検査を含めることが望ましい。</p>	<p>1 調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行っているか(未実施の月がないか、未実施の職員がいないか、検査項目が不足していないか等)。</p> <p>2 検便の検査結果を適切に保管している</p>	<p>(1)調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行っていない(未実施の月がある、未実施の職員が散見される、検査項目が不足している等)。 (1)検査結果を適切に保管していない(調理業務を委託している場合も含む)。</p>	<p>A B</p>	<p>(1)取扱要綱第7条 (2)児発第669号別添5 (3)雇児発第0120001号(5) (4)食事の提供ガイド第2章 (5)健康管理マニュアル39 (6)給食の手引き8 (1)給食の提供について (2)給食の手引き8</p>
ウ 調理・調乳従事者等の健康・衛生チェック	<p>1 調理・調乳等に従事する職員は常に自分の健康チェックを行い、下痢・発熱時には速やかに医師の診断及び指示を受けるとともに、調理作業には従事しない。 また、手指などに化膿している傷やできものあるときは、ブドウ球菌性食中毒を起こす危険があるので、食品を扱ったり調理に従事したりしてはならない。</p> <p>2 手洗い設備には、手洗いに適切な石鹸、ペーパータオル、殺菌液、爪ブラシ等を定期的に補充し、常に使用できる状態にしておく。</p> <p>3 調理・調乳従事者が着用する帽子、外衣は毎日専用で清潔なものに交換する。また、勤務時間中に調理・調乳室外へ出る場合は、専用の帽子、外衣、履物等を適切に交換する。</p>	<p>1 調理・調乳等に従事する職員の健康チェックを毎日行い記録しているか。</p> <p>1 調理・調乳等に従事する職員の手洗い場に石鹸、ペーパータオル、殺菌液等を備え付けているか。</p> <p>1 調理・調乳室内専用の帽子、外衣、履物を適切に着用し、室外に出る場合は外衣等を交換しているか。</p>	<p>(1)調理・調乳等に従事する職員の健康チェックを行わず(下痢、発熱、手指の傷、化膿等)記録をしていない。 (1)調理・調乳等に従事する職員の手洗い場に石鹸、ペーパータオル、殺菌液等を備えていない。 (1)調理・調乳室内専用の帽子、外衣、履物を適切に着用せず、室外に出る場合は外衣等を交換していない。</p>	<p>B B B</p>	<p>(1)認可基準条例第18条 (2)食事の提供ガイド第2章 (3)給食の提供について5 (4)給食の手引き8 (1)社援施第65号別添Ⅱ5-(2)-⑥ (2)食事の提供ガイド第2章 (3)給食の提供について5 (4)給食の手引き8 (1)認可基準条例第15条、17条 (2)社援施第65号別添Ⅱ5-(4)-⑤⑥ (3)食事の提供ガイド第2章 (4)給食の提供について5 (5)給食の手引き8</p>
エ 食材の衛生管理	<p>1 原材料は、戸棚、冷蔵・冷凍設備に適切な温度で保存し、原材料搬入時の時刻、室温及び冷凍又は冷蔵設備内温度を記録する。</p> <p>2 加熱調理食品は適切な温度で加熱し、温度と時間の記録をする。</p> <p>3 加熱調理後、必要に応じて食品を適切な温度に冷却し、温度と冷却にかかった時間の記録をする。</p> <p>4 調理済食品は速やかに提供できるよう工夫し、提供までの時間に応じて適切に管理すること。</p>	<p>1 食品を衛生的に管理しているか。</p> <p>1 加熱調理食品の温度管理を適切に行っているか。 1 加熱調理後、必要に応じて食品を適切な温度に冷却し適切に管理しているか。</p> <p>1 調理済食品を適切に管理しているか。</p>	<p>(1)食品を衛生的に管理していない。 (1)加熱調理食品の温度管理を適切に行っていない。 (1)加熱調理後、必要に応じて食品を冷却し適切に管理していない。 (1)調理済食品を適切に管理していない。</p>	<p>B B B B</p>	<p>(1)認可基準条例第15条、17条 (2)社援施第65号別添Ⅱ4 (3)児企第16号参照資料Ⅰ-5 (4)食事の提供ガイド第2章 (5)給食の提供について5</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等	
オ 調理設備等の衛生管理	5 前日調理は行わない。また、生鮮食品(肉、魚、野菜等)については可能な限り調理当日に仕入れるようにする。	1 前日に調理を行っていないか。	(1)前日に調理を行っている。	A	(1)認可基準条例第15条,17条 (2)社援施第65号別添Ⅱ5(1)(2) (3)食事の提供ガイド第2章 (4)給食の提供について5 (5)給食の手引き8	
		2 生鮮食品を調理当日に仕入れるように努めているか。	(1)生鮮食品を調理当日に仕入れるように努めていない。	C		
	6 調理終了後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食することが望ましい。	1 調理終了後2時間を超えて給食を提供していないか。	(1)調理終了後2時間を超えて給食を提供している。	C		
		1 食器、調理器具等の使用後は、洗浄、消毒を行い、衛生的に保管しているか。	(1)食器、調理器具等の洗浄、保管に衛生上問題がある。	A		
	1 設備、食器等については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	1 調理室は衛生的に管理されているか。	(1)調理室の衛生管理が不適切である。	A		(1)認可基準条例第14条第1,2項 (2)社援施第65号別添Ⅱ5-(1),(2) (3)食事の提供ガイド第2章 (4)給食の提供について5 (5)給食の手引き8
			(2)調理室内で衛生的に不適切な状況が一部見られる。	B		
	2 調理室において、大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた衛生管理が行われていないなければならない。	2 調理室内の定期的な点検を行っている	(1)調理室内の定期的な点検を行っていない。	B		
		3 調理室内の害虫駆除については、次のように行うこと。 ・害虫等の発生状況の1か月に1回以上の巡回点検。 ・害虫等の駆除の適正な実施。(半年に1回、発生の都度等) ・害虫等の駆除の実施記録を1年間保管すること。	1 害虫等の発生状況を1か月に1回以上巡回点検しているか。	(1)害虫等の発生状況を1か月に1回以上巡回点検していない。		B
	2 害虫等の駆除を半年に1回以上行っているか。		(1)害虫等の駆除を半年に1回以上行っていない。	C		
	3 害虫等の駆除記録を1年間保管しているか。		(1)害虫等の駆除記録を1年間保管していない。	C		
(4)調理業務委託	1 事業所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務については、保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。 しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ当該業務を第三者に委託することは差し支えない。	1 食事の質が確保されているか。	(1)食事の質が確保されていない。	A	(1)認可基準条例第16条,17条 (2)児発第86号 (3)食事の提供ガイド第2章	
		2 調理業務を委託する場合は、施設内の調理室を使用して調理を行わせること。施設外からの搬入は認められない。	1 施設内の調理室を使用して調理させているか。	(1)施設内の調理室を使用して調理していない。		A
	3 保育所や保健所、自治体等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にある等、栄養士による必要な配慮がなされていること。	1 栄養面での配慮がされているか。	(1)栄養面での配慮がされていない。	A		

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)児童の健康診断	1 利用開始時の健康診断は利用開始前に連携施設の健診にあわせて行う。 2 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行う。なお、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型にあつては原則2か月に1回、その他の家庭的保育事業等にあつては原則6か月に1回実施すること。水遊び、プール遊びが始まる前までの定期健康診断は、プール前健康診断として、全ての子どもが受診できるように努めるものとする。	1 入所時の健康診断を行っているか。また、入所時の健康診断結果の把握が十分行なわれているか。 1 定期健康診断を市の基準に基づき実施しているか。	(1)入所時の健康診断を行っていない。 (1)定期健康診断を年2回以上実施していない。 (2)定期健康診断を家庭的保育事業所及び小規模保育事業C型にあつては2か月に1回、その他の家庭的保育事業等にあつては6か月に1回実施していない。 (3)定期健康診断の記録が不十分である。 (4)プール前健康診断として水遊び、プール遊びが始まる前までの定期健康診断を受診させるよう努めていない。	A A B B C	(1)取扱要綱第6条 (2)保育所保育指針第3章1 (3)健康管理マニュアル6 (1)認可基準条例第18条 (2)取扱要綱第6条 (3)学校保健安全法第13条 (4)保育所保育指針第3章1 (5)健康管理マニュアル6
(3)健康状態の把握、疾病・感染症等への対応	3 子どもの健康診断等については、前2項に規定するもののほか、年1回、歯科検診を実施する。	1 歯科検診を年1回以上実施しているか。	(1)歯科検診を年1回以上実施していない。 (2)歯科健診の記録をしていない。	A A	(1)認可基準条例第18,20条 (2)取扱要綱第6条第5項 (3)健康管理マニュアル6
ア 健康状態の把握	1 保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。	1 日々の健康状態を把握し、感染症の予防に努めているか。	(1)日々の健康状態を把握しておらず、感染症予防に努めていない。 (1)日々の健康状態や感染症について保健日誌等に記録していない。	A B	(1)認可基準条例第18条 (2)保育所保育指針第3章1-(1) (3)児企第16号 (4)児企第2号1【インフルエンザ】 (5)雇児発第0222001号 (6)雇児総発第0920001号1【ノロウイルス】 (7)健康管理マニュアル3,4,12,14,15
イ 感染症への対応	1 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する事業所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておく。 2 事業所等での入所児童への感染症の発生状況については、感染症疾病による出席停止報告を毎月、本市及び嘱託医に報告するとともに、必要に応じて、保護者への周知と注意喚起を行うものとする。	1 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 2 感染症を媒介する可能性のあるもの(手拭、タオル等)を共用していないか。	(1)感染症まん延防止対策を講じていない。 (2)出席停止の指示を適切に行っていない。 (3)登園許可証を適切に管理していない。(受理記録がない、保管していない。) (1)感染症を媒介する可能性のあるもの(手拭、タオル等)を共用している。	A A B A	(1)学校保健安全法第19,20,21条 (2)学校保健安全法施行令第6,7条 (3)学保法施行規則第18,19,20,21条 (4)保育所保育指針第3章1 (5)感染症対策ガイドライン (6)健康管理マニュアル14 (1)児企第16号3 (2)学校保健安全法第19条 (3)学保法施行規則第18～21条 (4)健康管理マニュアル12 (1)雇児発第0222001号4, 5, 9 (2)健康管理マニュアル3,14,15 (3)市感染症調査事業実施要領
ウ 疾病への対応	1 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行う。看護師等が配置されている場合には、その専門性を活かした対応を図ること。	1 急な病気等への対処を適正に行っているか。 2 子どもの健康状態について、保護者と連絡を取っているか。	(1)急な病気等への対処を適正に行っていない。 (1)子どもの健康状態について、保護者と連絡を取っていない。 (2)子どもの健康状態について、保護者との連絡が不十分である。	A A B	(1)保育所保育指針第3章1 (2)健康管理マニュアル3,14,15 (1)認可基準条例第29条 (2)保育所保育指針第3章1 (3)健康管理マニュアル8,9,17,18

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
エ 投薬	1 投薬は原則行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエビペン等で、健康管理委員会において、医学上必要やむを得ないと認められた場合のみ、実施できるものとする。	1 投薬の実施にあたっては、健康管理委員会の承認を得ているか。	(1)投薬を、健康管理委員会の承認を得ずに実施している。	A	(1)取扱要綱第6条6項 (2)児童等健康管理要綱 (3)保育所保育指針第3章1 (4)健康管理マニュアル17
(4)医薬品の確保及び医務室の整備	1 家庭的保育事業者等は必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。 【参考】 包帯材料他…ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、包帯、保湿剤など 器具他…ピンセット、ハサミ、体温計、水枕、身体測定用具など 薬品の管理…家庭的事業所等にあつては、投薬は原則、行わないものとする。から不要な薬品は置かないようにする。 2 家庭的保育事業所及び小規模保育事業所C型を除く家庭的保育事業所等は子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、必要な医薬品その他の医療品を備え、適切な管理のもとに全職員が対応できるようにしておく。	1 必要な医薬品等を常備し、適切な管理を行っているか。	(1)保護者から預かった薬の管理が適切でない。 (1)必要な医薬品等を常備し、適切な管理を行っていない。	A	(1)認可基準条例第15条 (2)保育所保育指針第3章1
4 事故防止及び安全対策 (1)事故防止のための取組み	1 日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要がある。子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくい。その中で、施設等における事故、特に重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要である。	1 子どもの疾病等の事態に備え、環境を整備し全職員が対応できるようにしているか。	(1)子どもの疾病等の事態に備え、環境を整備し全職員が対応できるようにしていない。	B	(1)認可基準条例第24条 (2)保育所保育指針第3章3 (3)事故防止等ガイドライン
ア 睡眠中の安全対策	1 睡眠中の子どもの窒息リスクを除去し、また、乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のためSIDSチェック表で子どもの呼吸状態の把握に努めることが大切である。異常発見時は速やかに心肺蘇生を行い、救急車を要請する。 窒息リスクの除去の方法：やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、ヒモ等を置かない、口の中に異物、吐しゃ物等がないか確認する、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検する 等 (参考)健康管理マニュアル116抜粋 0歳児：5分毎、1歳児：10分毎のSIDSチェック(個別確認) 2歳児：15分毎、3歳以上児：30分毎のSIDSチェック(クラス全体確認) 室温・湿度…午睡時の室温、湿度を記入する。 記録者名…確認者の名前を記入する。	1 子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの特性を十分に理解したうえで事故の発生防止に取り組んでいるか。	(1)子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの特性を十分に理解したうえで事故の発生防止に取り組んでいない。	B	(1)認可基準条例第24条 (2)保育所保育指針第3章3 (3)事故防止等ガイドライン
イ プール活動・水遊び中の安全対策	1 睡眠中の子どもの窒息リスクを除去し、また、乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のためSIDSチェック表で子どもの呼吸状態の把握に努めることが大切である。異常発見時は速やかに心肺蘇生を行い、救急車を要請する。 窒息リスクの除去の方法：やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、ヒモ等を置かない、口の中に異物、吐しゃ物等がないか確認する、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検する 等 (参考)健康管理マニュアル116抜粋 0歳児：5分毎、1歳児：10分毎のSIDSチェック(個別確認) 2歳児：15分毎、3歳以上児：30分毎のSIDSチェック(クラス全体確認) 室温・湿度…午睡時の室温、湿度を記入する。 記録者名…確認者の名前を記入する。	1 安全な睡眠環境の整備や寝かせ方の配慮、適切な見守り等、子どもの窒息リスクの除去を行っているか。 2 乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録しているか。	(1)子どもの窒息リスクの除去を適切に行っていない。 (1)0,1歳児に対して乳幼児突然死症候群予防のための睡眠時確認を行っていない、又は記録を作成していない。 (2)2歳以上児に対して乳幼児突然死症候群予防のための睡眠時確認を行っていない、又は記録を作成していない。	A A B	(1)認可基準条例第23条の2 (2)取扱要綱第6条第7項 (3)保育所保育指針第3章3 (4)児発第471号 (5)児発第418号 (6)事故防止等ガイドライン (7)健康管理マニュアル11
ウ 誤嚥(食事中)防止の対策	1 プール・水遊び中の事故防止のために、監視体制を整備する必要がある。 プール活動、水遊びの際に注意すべきポイント：監視者は監視に専念する、くまなく監視する、十分な監視体制の確保ができない場合についてはプール活動の中止も選択肢とする 等	1 プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行うものとプール等指導を行うものを分けて配置し、記録しているか。 2 職員間で事前に注意すべきポイントを確認し、記録しているか。	(1)プール活動、水遊びを行う場合は、監視を行うものとプール等指導を行うものを分けて配置せず、記録をしていない。 (1)職員間で事前に注意すべきポイントを確認せず、記録をしていない。	B B	(1)認可基準条例第23条の2 (2)保育所保育指針第3章3 (3)児発第418号 (4)雇児総発第402号 (5)事故防止等ガイドライン (6)健康管理マニュアル10
ウ 誤嚥(食事中)防止の対策	1 食事中の誤嚥防止のために、子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。また、子どもの食事に関する情報を共有し適切に介助をする必要がある。 【介助、観察のポイント】：子どもの意思にあったタイミングで与える、子どもにあった量で与える、水分を適切に与える、眠くなっていないか注意する。また食べている時は姿勢を良くし、食べることに集中させる。物を口に入れたまま、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあるため、注意して観察する必要がある。	1 食事中の誤嚥防止のため、子どもの食事に関する情報や当日の健康状態等について共有しているか。 2 誤嚥防止のための食事の介助のポイントを押さえ介助及び観察をしているか。	(1)子どもの食事に関する情報や当日の健康状態等について共有していない。 (1)誤嚥防止のための食事の介助のポイントを押さえ介助及び観察をしていない。	B B	(1)認可基準条例第23条の2 (2)保育所保育指針第3章3 (3)児発第418号 (4)雇児総発第402号 (5)食品による窒息・誤嚥に注意！(令和3年1月20日 消費者庁) (6)児発第471号 (7)事故防止等ガイドライン (8)健康管理マニュアル4 (9)食事の提供ガイド第2章 (10)給食の手引き2

會計編

本指導監査基準では、関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

NO.	関係法令及び通知等	略称
1	(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)社会福祉法人会計基準	省令
2	(平成28年3月31日雇児総発0331第7号)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について	国通知
3	(平成28年3月31日雇児総発0331第15号)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて	国通知
4	(平成29年3月29日雇児総発0329第1号)社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	国通知
5	(平成26年9月5日条例第36号)川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例
6	(平成30年4月1日)川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱	要綱

<会計編>

1 計算書類の提出	1
2 総則	1
(1)社会福祉法人会計の基準	1
3 会計帳簿	2
(1)会計帳簿の作成	2
(2)資産の評価	2
(3)負債の評価	3
(4)純資産	4
4 計算関係書類	5
(1)各会計年度に係る計算書類	5
(2)会計の区分	6
(3)内部取引	6
5 資金収支計算書	6
(1)資金収支計算書の資金の範囲	6
(2)資金収支計算の方法	6
(3)資金収支計算書の区分	7
(4)資金収支計算書の構成	7
(5)資金収支計算書の勘定科目	8
6 事業活動計算書	8
(1)事業活動計算書の方法	8
(2)事業活動計算書の区分	8
(3)事業活動計算書の構成	8
(4)事業活動計算書の勘定科目	9
7 貸借対照表	9
(1)貸借対照表の区分	9
(2)貸借対照表の勘定科目	9
8 計算書類の注記	9
9 附属明細書	10
10 その他	11
(1)利用料収入等	11
(2)適正な支出	11
(3)経理事務	11
(4)現預金等の管理	11

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>1 計算書類の提出</p> <p>2 総則</p> <p>(1)社会福祉法人会計の基準 以下、項目2～9に掲げる事項、基本的考え方、観点等は、社会福祉法人会計基準並びにその制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い及び留意事項を基本的に列記したものであり、社会福祉法人が運営する事業所に適用となるものであるが、それ以外の法人種別であっても、社会福祉法人会計基準に準拠する事業所には、同様に適用となるものであり、その場合には、社会福祉法人、理事長、理事会等社会福祉法人特有の用語は、各法人種別で使用される同義の用語に読み替えるものとする。</p> <p>また、それ以外の法人種別の事業所が社会福祉法人会計基準以外の会計基準に依拠する場合には、本基準の各項目等に対応する各会計基準に則り、判断を行うものとする。</p>	<p>家庭的保育事業者等は、運営基準条例第50条により準用された第33条に規定する区分経理のほか、家庭的保育事業等を行う事業所ごとに独立した区分を設け、本市の会計年度と合致させた予算書、収支計算書又は損益計算書、当該収支計算書又は損益計算書の明細書、積立金・積立資産明細書及び貸借対照表を作成するものとする。ただし、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、当該区分に係る借入金明細書及び基本財産その他の固定資産(有形固定資産)の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。</p> <p>前項に規定する予算書等の財務会計書類の提出は、予算書については、毎会計年度開始後3月以内に、予算書を除く財務関係書類については、毎会計年度終了後3月以内に、法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書及び家庭的保育事業等を運営する事業に係る現況報告書と併せて提出するものとする。</p> <p>1 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。</p> <p><管理組織の確立></p> <p>(1)法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。</p> <p>また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。</p> <p>(2)会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。</p> <p>(3)施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。なお以下省略。</p> <p>(4)法人は、上記事項を考慮し、省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。</p> <p><予算と経理></p> <p>(1)法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成する。</p> <p>また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。</p> <p>(2)法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。</p> <p>なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りでない。</p> <p>(3)省略</p>	<p>1 計算書類が、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に、その他の計算書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書と併せて提出されているか。</p> <p>1 社会福祉法人会計基準(以下「会計基準省令」という)に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成しているか。</p> <p>2 計算書類の金額が実際の預金額と一致するなど適正に作成されているか。</p> <p>1 会計責任者と出納職員が、内部牽制に留意して別々に任命されているか。</p> <p>2 施設利用者から預かる金銭等を含め、現預金等の出納管理が適正にされているか。</p> <p>3 適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めているか。</p> <p>4 拠点区分ごとに予算を編成し、資金収支予算書が作成されているか。</p> <p>5 月次試算表の作成等、予算に基づいた事業活動が意識されているか。</p> <p>6 年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合(軽微なものを除く)に、補正予算が編成されているか。</p> <p>7 毎会計年度終了後3か月以内に計算書類(各書類の確認は後掲)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録について評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、所轄庁に提出しているか。</p> <p>8 各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされており、そのとおり執行されているか。</p>	<p>(1)計算書類が、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に、その他の計算書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書と併せて提出されていない。</p> <p>(1)会計基準省令に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成していない。</p> <p>(1)計算書類が実際の預金額と一致しないなど適正に作成されていない。</p> <p>(1)会計責任者と出納職員が、内部牽制に留意して別々に任命されていない。</p> <p>(1)施設利用者から預かる金銭等を含め、現預金等の出納管理が適正にされていない。</p> <p>(1)適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めていない。</p> <p>(1)拠点区分ごとに予算を編成し、資金収支予算書が作成されていない。</p> <p>(1)月次試算表の作成等、予算に基づいた事業活動が意識されていない。</p> <p>(1)年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合(軽微なものを除く)に、補正予算が編成されていない。</p> <p>(1)毎会計年度終了後3か月以内に計算書類(各書類の確認は後掲)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録について評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、所轄庁に提出していない。</p> <p>(1)各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされており、不正又は不当な事実がある。</p> <p>(2)各法人で行う入札契約について、随意契約及び競争契約の基準等が各法人の策定する経理規程等において明確にされているが、そのとおり執行されていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)運営基準条例第33条、第50条 (2)市取扱要綱第16条第1項、第2項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第1条第1項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第1条第2項 (2)運用上の留意事項1～3 (3)入札契約等の取扱通知</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>3 会計帳簿</p> <p>(1)会計帳簿の作成</p> <p>(2)資産の評価</p>	<p><決算></p> <p>決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類(資金収支計算書(法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書)、事業活動計算書(法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書)及び貸借対照表(法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。</p> <p><入札契約関係></p> <p>各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はまだまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、明確に規定すること。</p> <p>1 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。</p> <p><予算と経理></p> <p>(1)(2)省略</p> <p>(3)会計帳簿は、原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備えおくものとする。</p> <p>1 資産については、次の項から第6項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。</p> <p><固定資産管理台帳について></p> <p>基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。</p> <p>2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第2項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。</p> <p><減価償却について></p> <p>(1)減価償却の対象</p> <p>耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産(ただし、取得価額が少額のものを除く。以下「償却資産」という)に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。</p> <p>なお、土地など減価が生じない資産(非償却資産)については、減価償却を行うことができないものとする。</p> <p>(2)減価償却の方法</p> <p>減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。</p> <p>また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。</p> <p>なお、償却方法は、拠点区分ごとに、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。</p> <p>(3)減価償却累計額の表示</p> <p>有形固定資産(有形リース資産を含む)に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法(以下「直接法」という)又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法(以下「間接法」という)のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。</p> <p>無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。</p>	<p>1 会計帳簿として、拠点区分ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を書面又は電磁的記録をもって作成し、備え置いているか。</p> <p>1 資産について、会計帳簿に取得価額を付しているか。</p> <p>1 有形及び無形固定資産について、会計年度末日で、相当の償却をしているか。</p>	<p>(1)会計帳簿として、拠点区分ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を書面又は電磁的記録をもって作成し、備え置いているか。</p> <p>(1)資産について、会計帳簿に取得価額を付していない。</p> <p>(1)有形及び無形固定資産について、会計年度末日で、相当の償却をしていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第3条第2項</p> <p>(2)運用上の留意事項2</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第4条第1項</p> <p>(2)運用上の留意事項27</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第4条第2項</p> <p>(2)運用上の取扱い16</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)負債の評価	<p>3 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。</p>	<p>1 会計年度末日における時価が取得原価より著しく低い資産について、時価を付しているか。</p>	<p>(1)会計年度末日における時価が取得原価より著しく低い資産について、時価を付していない。</p>	B	(1)社会福祉法人会計基準第4条第3項 (2)運用上の取扱い17
	<p>4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。</p>	<p>1 受取手形、未収金、貸付金等の債権について、会計年度末日における徴収不能見込み額を控除しているか。</p>	<p>(1)受取手形、未収金、貸付金等の債権について、会計年度末日における徴収不能見込み額を控除していない。</p>	B	(1)社会福祉法人会計基準第4条第4項
	<p>5 満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第29条第1項第11号において同じ。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。</p>	<p>1 満期保有目的の債権以外の市場価格のある有価証券について、会計年度末日における時価を付しているか。</p>	<p>(1)満期保有目的の債権以外の市場価格のある有価証券について、会計年度末日における時価を付していない。</p>	B	(1)社会福祉法人会計基準第4条第5項
	<p>6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。</p>	<p>1 棚卸資産について、会計年度末日における時価が取得原価より低いときに、時価を付しているか。</p>	<p>(1)棚卸資産について、会計年度末日における時価がその時の取得原価より低いときに、時価を付していない。</p>	B	(1)社会福祉法人会計基準第4条第6項
	<p>1 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。</p> <p>2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p> <p>①賞与引当金 ②退職給付引当金 ③役員退職慰労引当金</p> <p><引当金について></p> <p>(1)将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。</p> <p>(2)原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。</p> <p>また、徴収不能引当金は、直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。</p> <p>(3)職員に対して賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。</p> <p>(4)職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。</p>	<p>1 負債について、会計帳簿に債務額を付しているか。</p> <p>1 引当金について、会計年度末日において、当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付しているか。</p>	<p>(1)負債について、会計帳簿に債務額を付していない。</p> <p>(1)引当金について、会計年度末日において、当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付していない。</p>	B	(1)社会福祉法人会計基準第5条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第5条第2項 (2)運用上の取扱い18

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(4)純資産	<p>1 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。</p> <p>＜基本金への組入れについて＞ 会計基準省令第6条第1項に規定する基本金は以下のものとする。 (1)社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額 (2)前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 (3)施設の創設及び増築等に運転資金に充てるために收受した寄附金の額 また、基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。</p> <p>＜基本金の取崩しについて＞ 社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。</p> <p>＜寄附金の取扱い＞ (1)金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上するものとする。 (2)寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地など支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には経常しないものとする。</p> <p>ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。 なお、寄附金及び寄附物品を收受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けるとし、寄附金収益明細書を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。 (3)省略</p> <p>2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために、国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(第22条第4項において「国庫補助金等」という)の額を計上するものとする。</p> <p>＜国庫補助金等特別積立金への積立てについて＞ 会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。 (1)施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等の額を計上するものとする。 (2)設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。 また、会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。</p>	<p>1 基本金に、事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上しているか。</p> <p>2 寄附金及び寄附物品を收受した場合に、寄附者から寄附申込書を受けているか。</p> <p>3 寄附金及び寄附物品を收受した場合に、適正に寄附金収益明細書を作成しているか。</p> <p>4 基本金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っているか。</p> <p>1 国庫補助金等特別積立金に、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金等の額を計上しているか。</p> <p>2 国庫補助金等特別積立金の取崩しが適正に行われているか。</p>	<p>(1)基本金に、事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上していない。</p> <p>(1)寄附金及び寄附物品を收受した場合に、寄附者から寄附申込書を受けていない。</p> <p>(1)寄附金及び寄附物品を收受した場合に、適正に寄附金収益明細書を作成していない。</p> <p>(1)4 基本金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っていない。</p> <p>(1)国庫補助金等特別積立金に、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金等の額を計上していない。</p> <p>(1)国庫補助金等特別積立金の取崩しが適正に行われていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第6条第1項 (2)運用上の取扱い11、12 (3)運用上の留意事項9</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第6条第2項 (2)運用上の取扱い9、10</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
<p>4 計算関係書類 (1)各会計年度に係る計算書類</p>	<p><国庫補助金等特別積立金の取崩しについて> 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。 したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。 また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取り崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。</p> <p>3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。</p> <p>1 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。 法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。 ・法人単位貸借対照表 ・貸借対照表内訳表 ・事業区分貸借対照表内訳表 ・拠点区分貸借対照表 ・法人単位資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・事業区分資金収支内訳表 ・拠点区分資金収支計算書 ・法人単位事業活動計算書 ・事業活動内訳表 ・事業区分事業活動内訳表 ・拠点区分事業活動計算書</p> <p>社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。 ① 社会福祉法第45条の32第1項に規定する計算書類等 ② 同法第45条の34第2項に規定する財産目録等</p> <p>家庭的保育事業者等は、運営基準条例第50条により準用された第33条に規定する区分経理のほか、家庭的保育事業等を行う事業所ごとに独立した区分を設け、本市の会計年度と合致させた予算書、収支計算書又は損益計算書、当該収支計算書又は損益計算書の明細書、積立金・積立資産明細書及び貸借対照表を作成するものとする。ただし、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、当該区分に係る借入金明細書及び基本財産その他の固定資産(有形固定資産)の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする【再掲】</p>	<p>1 その他の積立金に、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を、計上しているか。</p> <p>2 その他の積立金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っているか。</p> <p>1 社会福祉法、会計基準省令、設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類(保育事業に係る区分の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び現況報告書、各拠点区分に係る収支予算書、収支計算書又は損益計算書(当該収支計算又は損益計算に係る明細書及び内訳表を含む)及び貸借対照表、加えて企業会計による場合は、保育事業に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書)が、作成されているか。</p>	<p>(1)その他の積立金に、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を、計上していない。</p> <p>(1)その他の積立金の取崩しが必要な場合に、適正に取崩しを行っていない。</p> <p>(1)社会福祉法、会計基準省令、設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類(保育事業に係る区分の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び現況報告書、各拠点区分に係る収支予算書、収支計算書又は損益計算書(当該収支計算又は損益計算に係る明細書及び内訳表を含む)及び貸借対照表、加えて企業会計による場合は、保育事業に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書)が、作成されていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第6条第3項</p> <p>(1)社会福祉法第45条の27第2項 (2)社会福祉法人会計基準第7条の2第1項 (3)社会福祉法第59条 (2)市取扱要綱第16条第1項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(2)会計の区分	<p>1 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。</p> <p><会計の区分経理> 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、運営基準条例第50条により準用された第33条に規定する区分経理のほか、家庭的保育事業等を行う事業所ごとに独立した区分を設け、本市の会計年度と合致させた予算書・収支計算書又は損益計算書、当該収支計算書又は損益計算書の明細書、積立金・積立資産明細書及び貸借対照表を作成するものとする。ただし、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、当該区分に係る借入金明細書及び基本財産その他の固定資産(有形固定資産)の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする【再掲】</p> <p>2 拠点区分には、サービス区分(社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。以下同じ。)を設けなければならない。</p>	<p>1 計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けているか。</p> <p>1 拠点区分に必要に応じてサービス区分を設けているか。</p>	<p>(1)計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けていない。</p> <p>(1)拠点区分に必要に応じてサービス区分を設けていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第10条第1項 (2)運営基準条例第33条、第50条 (3)市取扱要綱第16条第1項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第10条第2項</p>
(3)内部取引	<p>1 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。</p>	<p>1 計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をしているか。</p>	<p>(1)計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をしていない。</p>	B	(1)社会福祉法人会計基準第11条
5 資金収支計算書 (1)資金収支計算書の資金の範囲	<p>1 資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。</p> <p>支払資金は、流動資産及び流動負債(経常的な取引以外の取引によって生じた債権又は債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものとして固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産又は流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。))を除く。とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債との差額とする。</p> <p><支払資金について> 資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収され現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産(貯蔵品を除く)を除くものとする。支払資金残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。</p>	<p>1 支払資金残高が、流動資産と流動負債の差額となっているか。</p>	<p>(1)支払資金残高が、流動資産と流動負債の差額となっていない。</p>	A	(1)社会福祉法人会計基準第12条 (2)社会福祉法人会計基準第13条 (3)運用上の取扱い5
(2)資金収支計算の方法	<p>1 資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。</p> <p>2 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。</p> <p><共通支出及び共通費用の配分について> 資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。</p> <p>一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。</p> <p>なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。</p>	<p>1 資金収支計算を、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行っているか。</p> <p>1 資金収支計算を行うに当たって、複数の区分に共通する収入及び支出があった場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分しているか。</p>	<p>(1)資金収支計算を、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行っていない。</p> <p>(1)資金収支計算を行うに当たって、複数の区分に共通する収入及び支出があった場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第14条第1項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第14条第2項 (2)運用上の取扱い7</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(3)資金収支計算書の区分	1 資金収支計算書は、次の収支に区分するものとする。 ①事業活動による収支 ②施設整備等による収支 ③その他の活動による収支	1 資金収支計算書が適正な収支区分に区分されているか。	(1)資金収支計算書が適正な収支区分に区分されていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第15条
(4)資金収支計算書の構成	1 前条第1号に掲げる事業活動による収支には、経常的な事業活動による収入(受取利息配当金収入を含む)及び支出(支払利息支出を含む)を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。	1 経常的な事業活動による収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載しているか。	(1)経常的な事業活動による収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載していない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第1項
	2 前条第2号に掲げる施設整備等による収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。 <借入金の取扱い> 借入金の借り入れ及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。 なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。その際以下省略	1 施設整備等による収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載しているか。 2 施設整備等に係る借入金その他の借入金について、適正に借入金明細書が作成され、管理がされているか。	(1)施設整備等による収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載していない。 (1)施設整備等に係る借入金その他の借入金について、適正に借入金明細書が作成され、管理がされていない。	A A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第2項 (2)運用上の留意事項8
	3 前条第3号に掲げるその他の活動による収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入(受取利息配当金収入を除く)及び支出(支払利息支出を除く)並びに同条第1号及び第2号に掲げる事業活動及び施設整備等による収支に属さない収入及び支出を記載し、同条第3号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。	1 その他の活動による収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載しているか。	(1)その他の活動による収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載していない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第3項
	4 資金収支計算書には、第1項の事業活動資金収支差額、第2項の施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。	1 事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載しているか。 2 当期資金収支差額合計に前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載しているか。	(1)事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載していない。 (1)当期資金収支差額合計に前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載していない。	A A	(1)社会福祉法人会計基準第16条第4項 (1)社会福祉法人会計基準第16条第4項
	5 法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。	1 資金収支計算書について、当該会計年度の決算の額と予算の額を対比して記載しているか。	(1)資金収支計算書について、当該会計年度の決算の額と予算の額を対比して記載していない。	C	(1)社会福祉法人会計基準第16条第5項
	6 前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、理由を備考欄に記載するものとする。	1 資金収支計算書において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について、その理由を備考欄に記載しているか。	(1)資金収支計算書において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目について、その理由を備考欄に記載していない。	C	(1)社会福祉法人会計基準第16条第6項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(5)資金収支計算書の勘定科目	1 資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第1のとおりとする。 <収支計算書等における収入科目の整理について> 拠点区分の収支計算書等における収入科目については、準拠する会計基準に関わらず、委託費中の公定価格と市加算額を分けて計上するようにしてください。	1 資金収支計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第1のとおりとなっているか。 2 特に委託費収入の公定価格と市加算額の仕訳、利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされているか。	(1)資金収支計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第1のとおりとなっていない。 (1)特に委託費収入の公定価格と市加算額の仕訳、利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされていない。	B B	(1)社会福祉法人会計基準第18条 (2)30川に監第161号
6 事業活動計算書 (1)事業活動計算の方法	1 事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。 事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。	1 事業活動計算が、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行われているか。	(1)事業活動計算が、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行われていない。	A	(1)社会福祉法人会計基準第20条第1項 (2)社会福祉法人会計基準第19条
(2)事業活動計算書の区分	2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。	1 事業活動計算に当たって、複数の区分に共通する収益及び費用がある場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分しているか。	(1)事業活動計算に当たって、複数の区分に共通する収益及び費用がある場合に、合理的な基準に基づいて当該区分に配分していない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第20条第2項
(2)事業活動計算書の区分	1 事業活動計算書は、次の収支に区分するものとする。 ①サービス活動増減の部 ②サービス活動外増減の部 ③特別増減の部 ④繰越活動増減差額の部	1 事業活動計算書が適正な収支区分に区分されているか。	(1)事業活動計算書が適正な収支区分に区分されていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第21条
(3)事業活動計算書の構成	1 前条第1号に掲げるサービス活動増減の部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。 2 前条第2号に掲げるサービス活動外増減の部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。 3 事業活動計算書には、第1項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。 4 前条第3号に掲げる特別増減の部には、第6条第1項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益(金額が僅少なものを除く。)を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。 5 事業活動計算書には、第3項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。 6 前条第4号に掲げる繰越活動増減の部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。	1 サービス活動による収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載しているか。 1 サービス活動以外の原因による収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載しているか。 1 サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載しているか。 1 特別増減の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載しているか。 1 経常増減差額に特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載しているか。 1 当期活動増減差額に前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載しているか。	(1)サービス活動による収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載していない。 (1)サービス活動以外の原因による収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載していない。 (1)サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載していない。 (1)特別増減の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載していない。 (1)経常増減差額に特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載していない。 (1)当期活動増減差額に前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載していない。	A A A A A A	(1)社会福祉法人会計基準第22条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第2項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第3項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第4項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第5項 (1)社会福祉法人会計基準第22条第6項

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
(4)事業活動計算書の勘定科目	1 事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第2のとおりとする。	1 事業活動計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第2のとおりとなっているか。 2 特に委託費収入の公定価格と市加算額の仕訳、利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされているか。	(1)事業活動計算書に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第2のとおりとなっていない。 (1)特に委託費収入の公定価格と市加算額の仕訳、利用料収入、その他の事業収入の仕訳が適正にされていない。	B B	(1)社会福祉法人会計基準第24条 (2)30川に監第161号
7 貸借対照表 (1)貸借対照表の区分	1 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。 貸借対照表は、資産の部、負債の部、純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。 2 純資産の部は、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。	1 貸借対照表が、資産の部、負債の部、純資産の部に区分され、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分されているか。 1 純資産の部が、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分されているか。	(1)貸借対照表が、資産の部、負債の部、純資産の部に区分され、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分されていない。 (1)純資産の部を、基本金、国庫補助金特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分されていない。	B B	(1)社会福祉法人会計基準第25条 (2)社会福祉法人会計基準第26条第1項 (1)社会福祉法人会計基準第26条第2項
(2)貸借対照表の勘定科目	1 貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第3のとおりとする。	1 貸借対照表に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第3のとおりとなっているか。	(1)貸借対照表に記載する勘定科目が、会計基準省令別表第3のとおりとなっていない。	B	(1)社会福祉法人会計基準第28条
8 計算書類の注記	1 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。 ①会計年度末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提(以下この号において「継続事業の前提」という)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項 ②資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針 ③重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額 ④法人で採用する退職給付制度 ⑤法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分 ⑥基本財産の増減の内容及び金額 ⑦基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額 ⑧担保に供している資産に関する事項 ⑨固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 ⑩債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 ⑪満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 ⑫関連当事者との取引の内容に関する事項 ⑬重要な偶発債務 ⑭重要な後発事象 ⑮合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要 ⑯その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項			B	(1)社会福祉法人会計基準第29条1項 (2)運用上の取扱い25

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
9 附属明細書	<p>前項第12号に規定する「関連当事者」とは次に掲げる者をいう。</p> <p>①当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者</p> <p>②前号に掲げる者の近親者</p> <p>③前2号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人</p> <p>④支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第6号において同じ)</p> <p>⑤被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう)</p> <p>⑥当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人</p> <p>前項第4号及び第5号に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。</p> <p>①1の法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう)又は評議員</p> <p>②1の法人の職員</p> <p><計算書類に対する注記について></p> <p>法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとする。</p> <p>なお、法人全体で記載する注記は、会計基準省令第3号第3様式(事業区分貸借対照表内訳表)の後に、拠点区分で記載する注記は、会計基準省令第3号第4様式(拠点区分貸借対照表)の後に記載するものとする。</p> <p>2 計算書類には、拠点区分ごとに第1項第2号から第11号まで、第14号及び第15号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が1の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p> <p>1 法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第1号から第7号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第8号から第19号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。</p> <p>①借入金明細書</p> <p>②寄附金収益明細書</p> <p>③補助金事業等収益明細書</p> <p>④事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</p> <p>⑤事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書</p> <p>⑥基本金明細書</p> <p>⑦国庫補助金等特別積立金明細書</p> <p>⑧基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書</p> <p>⑨引当金明細書</p> <p>⑩拠点区分資金収支明細書</p> <p>⑪拠点区分事業活動明細書</p> <p>⑫積立金・積立資産明細書</p> <p>⑬サービス区分間繰入金明細書</p> <p>⑭サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書</p> <p>⑮～⑰就労支援事業関係の明細書につき省略</p> <p>⑱授産事業関係の明細書につき省略</p>	<p>1 計算書類に、拠点区分ごとについて必要な事項を注記しているか。</p> <p>1 拠点区分の計算書類の附属明細書は適正に作成されているか。</p>	<p>(1)計算書類に、拠点区分ごとについて必要な事項を注記していない。</p> <p>(1)拠点区分の計算書類の附属明細書が適正に作成されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>(1)社会福祉法人会計基準第29条第4項</p> <p>(1)社会福祉法人会計基準第30条第1項</p>

項目(主眼事項)	基本的考え方	観点(着眼点)	判断基準	評価区分	関係法令等
10 その他 (1)利用料収入等	1 児童に対して提供するサービスに関し、利用料の支払いを受ける場合にあっては、利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。	1 各利用料は適正か。 2 各利用料の徴収簿を整備しているか。 3 領収書等を適正に発行しているか。	(1)各利用料が適正でない。 (1)各利用料の徴収簿を整備していない。 (1)領収書等を適正に発行していない。	A B B	(1)運営基準条例第43条第1項、第3項、第4項、第6項 (1)認可基準条例第20条 (2)運営基準条例第49条第1項 (1)運営基準条例第43条第5項
(2)適正な支出	1 地域型保育給付費は特定地域型保育に要した費用について支給される。	1 地域型保育給付費は特定地域型保育に要した費用について支出されているか。	(1)地域型保育給付費が特定地域型保育に要した費用に支出されていない。	A	(1)子ども・子育て支援法第29条
(3)経理事務	1 領収書等の証ひょう類は、金銭の授受の取引事実の根拠づけ、または証拠となる重要な書類であるため適切な管理が必要となる。	1 領収書等の証ひょう類を適正に管理しているか。	(1)領収書等の証ひょう類を適正に管理していない。	A	(1)運営基準条例第49条第1項
(4)現預金等の管理	1 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	1 預金通帳等と銀行届出印鑑の管理者、保管場所を分離しているか。	(1)預金通帳等と銀行届出印鑑の管理者、保管場所を分離していない。	B	(1)認可基準条例第20条